

陸幕会第317号(27. 3. 5)別冊第2
陸幕会第420号(27. 3. 26)一部改正
陸幕会第461号(27. 4. 6)一部改正
陸幕会第336号(28. 3. 22)一部改正
陸幕会第330号(29. 3. 24)一部改正
陸幕会第59号(30. 1. 19)一部改正
陸幕会第1168号(30. 12. 14)全部改正
陸幕会第557号(令和元年12月18日)一部改正
陸幕会第360号(令和2年3月31日)一部改正
陸幕会第1932号(令和2年12月15日)一部改正
陸幕会第315号(令和3年3月18日)一部改正
陸幕会第1078号(令和3年12月1日)一部改正
陸幕会第306号(令和4年3月24日)一部改正
陸幕会第538号(令和4年5月10日)一部改正
陸幕会第570号(令和4年5月16日)一部改正
陸幕会第353号(令和5年3月29日)一部改正
陸幕会第606号(令和5年4月28日)一部改正
陸幕会第948号(令和5年9月11日)一部改正
陸幕会第440号(令和6年3月28日)一部改正
陸幕会第480号(令和6年3月29日)一部改正
陸幕会第626号(令和6年4月26日)一部改正
陸幕会第405号(令和7年3月28日)一部改正

補給処等用標準契約書

陸上自衛隊

この「補給処等用標準契約書」は、主に補給処や補給統制本部で契約される防衛装備品の調達の際に用いる標準契約書である。駐屯地の会計隊などで防衛装備品を調達するような際はこの「補給処等用標準契約書」を用いられたい。

目 次

1 契約書様式

(1) 契約書〔一般〕	様式第 1
(2) 契約書〔技術援助〕	様式第 2
(3) 単価契約書	様式第 3
(4) 単価請書	様式第 4
(5) 不用物品売払契約書	様式第 5
(6) 変更契約書	様式第 6
(7) 請書	様式第 7

2 基本契約条項

(1) 製造請負契約条項	付録第 1
(2) 役務請負契約条項	付録第 2
(3) 物品売買契約条項	付録第 3
(4) 技術援助契約条項	付録第 4
(5) 輸入品売買契約条項	付録第 5
(6) 不用物品売払契約条項	付録第 6

3 特約条項

(1) 標準内外作業方式契約に関する特約条項	付録第 7
(2) 標準内外（追加）作業方式に関する特約条項	付録第 8
(3) 整備診断方式契約に関する特約条項	付録第 9
(4) 診断後の修理契約に関する特約条項	付録第10
(5) 利益制限契約に関する特約条項	付録第11
(6) 概算契約に関する特約条項	付録第12
(7) 単価契約に関する特約条項	付録第13
(8) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項	付録第14
(9) 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項	付録第15
(10) 談合等の不正行為に関する特約条項	付録第16
(11) 暴力団排除に関する特約条項	付録第17
(12) 前金払に関する特約条項	付録第18
(13) 部分払に関する特約条項	付録第19
(14) 保有個人情報等の保護に関する特約条項	付録第20

(15) 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項	付録第21
(16) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項	付録第22
(17) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項	付録第23
(18) 日米了解事項覚書に関する特約条項	付録第24
(19) 特定費目の代金の確定に関する特約条項	付録第25
(20) 特別防衛秘密の保護に関する特約条項	付録第26
(21) 特定秘密の保護に関する特約条項	付録第27
(22) 装備品等秘密の保全に関する特約条項	付録第28
(23) 秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項	付録第29
(24) 原価監査付契約に関する特約条項	付録第30
(25) 初度費をもってその費用に充てる設計費等の取扱いに関する特約条項	付録第31
(26) インセンティブ契約制度に関する特約条項	付録第32
(27) 売払い物品の解体に関する特約条項	付録第33
(28) 中古品の売払いに関する特約条項	付録第34

別紙

- 第1 標準外（追加）作業（費）見積書
- 第2 作業記録（役務完了調書）
- 第3 整備診断明細書（整備明細仕様書）

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--



契 約 書

分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇 調達会計部長
を甲とし を乙として、下記について、〇〇〇〇〇〇
契約条項・〇〇〇〇〇〇に関する特約条項・〇〇〇〇〇〇に関する特約条項を適用して契約を締結する。

契約金額 ￥ (うち消費税額￥)

契 約 内 容	品 名 (件 名)	規 格	単位	数量	単 価	金 額
	契 約 保 証 金			修理品引渡場所		
	納 入 場 所			官給品引渡場所		
	納 期			修理品引渡期限		
	代金支払回数			官給品引渡期限		
				仕 様 書 番 号		
標準外作業見積 (実際価格報告書) の提出期限						

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
甲 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇
調達会計部長 印

住所
乙 会社名
代表者 印

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--



契 約 書

分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇 調達会計部長
を甲とし を乙として、下記について、〇〇〇〇〇〇
契約条項・〇〇〇〇〇〇に関する特約条項・〇〇〇〇〇〇に関する特約条項を適用して契約を締結する。

契約金額 ￥ (うち消費税額￥)

契 約 内 容	品名(件名)	
	1 役 務 名	
	2 派 遣 期 間	
	3 派 遣 場 所	
	4 仕様書番号	
	5 契 約 期 間	

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
甲 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇
調達会計部長

住所
乙 会社名
代表者

印

印

調達要求番号		基本契約番号	
--------	--	--------	--



単 価 契 約 書

分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇 調達会計部長
を甲とし を乙として、下記について、〇〇〇〇〇〇
契約条項・〇〇〇〇〇〇に関する特約条項・〇〇〇〇〇〇に関する特約条項を適用して単価契約を締結
する。
なお、単価契約に関する特約条項第4条で規定する請求金額は〇〇ごとに納入された実績額とする。

契 約 内 容	品 名（件名）	規 格	単 位	予 定 数 量	契 約 単 価 (税 抜)
	契 約 期 間	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日			
	契 約 保 証 金				納 入 場 所
	代 金 支 払 回 数				納 期

※ 予定数量×契約単価の合計¥ (うち消費税額 円)
※ 必要に応じて記載

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
甲 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇
調達会計部長 印

住所
乙 会社名
代表者 印

様式第 4

調達要求番号		基本契約番号	
--------	--	--------	--

収 入

印 紙

〇〇〇単価請書

契 約 内 容	品 名 (件 名)	規 格	単 位	予 定 数 量	契約単価(税抜)
	契 約 期 間	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			
	契 約 保 証 金		納入場所		
	代金支払回数		回	納 期	

※ 予定数量×契約単価の合計¥ (うち消費税額 円)
※ 必要に応じて記載

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお請けいたします。

- 1 履行期限の遅延による賠償金
- 履行期限の翌日より起算して遅延 1 日につき、遅延部分の 0. 1 パーセントとする。
- 2 支払条件
- 履行後適法な支払請求書を提出した日から 3 0 日以内とする。
- 3 支払遅延利息
- 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- 4 契約解除に対する違約金
- 本契約条項を履行しないときは不履行部分の 1 0 パーセントに相当する金額を徴収して解除する。
- 5 請求金額
- 納入された数量に応じた実績額とする。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇〇〇
調達会計部長

殿

住 所
会 社 名
代 表 者
担当者名
連 絡 先

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--



変更契約書

令和 年 月 日契約を締結した契約番号第 号の契約内容の一部を次のとおり変更する。

変更金額 ￥ (うち消費税額¥)

変 更 内 容	当初契約金額 ￥ 変更金額 ￥ 変更後の契約金額 ￥
------------------	---

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

甲 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇〇

調達会計部長

印

住所

乙 会社名

代表者

印

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--

様式第 7

収	入
印	紙

〇〇〇請書

契 約 要 件	契約金額 ￥		(うち消費税額 円)			
	品 名 (件 名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	契 約 保 証 金			納入(払)場所		
	代金支払回数	回		納期(工期)		

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお願いいたします。

- 1 履行期限の遅延による賠償金

履行期限の翌日より起算して遅延 1 日につき、遅延部分の 0. 1 パーセントとする。
- 2 支払条件

履行後適法な支払請求書を提出した日から 3 0 日以内とする。
- 3 支払遅延利息

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- 4 契約解除に対する違約金

本契約条項を履行しないときは不履行部分の 1 0 パーセントに相当する金額を徴収して解除する。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇補給処
調達会計部長 □□ □□ 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
担当者名
連 絡 先

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

製造請負契約条項

第 1 章 総則

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を製造して納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第 2 条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

(債務の引受け等の承認)

第 3 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 納入前の契約物品を担保に供する場合
- (4) 契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合

(代理人等の届出)

第 4 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 契約物品の主要でない部分（軽易なものを除く。）の製造を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第 5 条 乙は、契約物品の製造を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第 6 条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは

意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより、乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと相違する場合は、承認用図面等を優先する。

- 2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければ

ならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。
(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

(官給品等の支給及び貸与)

第12条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第13条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理官に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理官に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理官を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とす

る。

(官給品等の返還)

第14条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び材料使用明細書を添えてこれを物品管理官に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(監督)

第15条 甲の指名した監督官は、契約物品の製造について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める検査等実施要領により、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第16条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第17条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第18条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第19条 乙は、契約物品の持込みの完了(据付けを必要とするときは、据付けの完了)によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第20条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第21条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第22条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて、特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合

格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り、当該契約物品を受領する。

4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき、受領することがあるものとする。

5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第23条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第24条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第18条及び第19条を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第25条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日

に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第26条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第27条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定めるもののほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことが

あるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第28条 甲は、約定期間（第25条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第20条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第29条 甲は第43条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合には、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第30条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があつた場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第31条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の

10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用においては、納入は第19条の届出があったときにされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第32条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請のあった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第33条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第35条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第34条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第35条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。以下次条についても同じ。）すべきときは、その損害は、次項から第4項までに従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第36条 乙は、契約物品の製造に使用される前の官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しな

なければならない。

- 3 前項の場合を除き、契約物品の製造に使用される前の官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(契約物品の契約不適合)

第37条 納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補(良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第41条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金額に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、検査等実施要領において、契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日(乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日)から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6か月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

- 第38条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
- 3 第1項により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。
- 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第39条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。
- 2 前条第3項は、前項により契約金額の変更に關して協議を行う場合に準用する。

(製造の一時中止)

- 第40条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、その製造を一時中止させることができる。
- 2 甲が製造を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙は、その損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項による損害賠償の請求は、製造再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 製造を一時中止した後再開した場合の納期については、第38条第5項を準用する。

(甲の解除権)

- 第41条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項による場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第42条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第43条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第31条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第44条 甲は、第41条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第42条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第45条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第46条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第5条及び第8条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑則

(調査)

第47条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項によるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項による調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項による調査に協力するものとする。

(その他)

第48条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第49条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

役 務 請 負 契 約 条 項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、この仕様書に記載された物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「契約物品」という。）につき改造、修理又はオーバーホール等（部品その他の物品の取付けを含む。以下「役務」という。）を行って納期までに納入又は役務を完了し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (2) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 役務の主要でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下、「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと相違する場合は、承認用図面等を優先する。

2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。
(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送(梱包を含む。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

(契約物品の引渡し及び保管)

第12条 乙が、役務を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、数量、引渡しを受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

2 乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上、異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。

3 乙は、契約物品の引渡しを受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

4 乙は、契約物品をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

5 乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

6 契約物品の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(発見役務の届出)

第13条 乙は、契約書及び仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、契約物品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(官給品等の支給及び貸与)

第14条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定器具等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。)(以下「官給品等」という。)の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第15条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上、異状(品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。

る。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を經由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 乙が行った役務に関し、官給品等の性質により契約物品に生じた契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

（官給品等の返還）

第16条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び材料使用明細書を添えてこれを甲の指定する者に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

（監督）

第17条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める検査等実施要領により、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査）

第18条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

- 3 完成検査においては、乙が行った役務に関し契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
- 5 乙は、完成検査に立会わなければならない。
- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第19条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たな期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第20条 乙は、役務を行った契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第21条 乙は、役務を行った契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。役務を行った契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第22条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領によるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、乙が行った役務に関し契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第23条 甲は、乙が行った役務に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し、不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第24条 甲は、完成検査において乙が行った役務に関し契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて、特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、輸送中の事故が確認されない限り、当該契約物品を受領する。

4 前項によるもののほか、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品で、甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

5 乙は、受領検査において、乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(包装等の所有権の移転)

第25条 納入のために必要な包装等の所有権は、仕様書に特に定めのあるものを除き、役務が行われた契約物品を甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

(受領書の交付)

第26条 甲は、役務が行われた契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第27条 納入場所が乙の工場である場合における役務の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第20条及び第21条を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が役務の行われた契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第28条 乙は、役務を行った契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日

に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第29条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第30条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができるとされている場合において、この契約の履行を確保するため、その他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第31条 甲は、約定期間(第28条第2項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第22条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみ

なし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第32条 甲は、第47条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第33条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第34条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用においては、納入は第21条の届出があったときにされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第35条 乙は、役務を行った契約物品の納入が納期に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第36条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに役務が行われた契約物品を納入する見込みがなくなった場合、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は役務が行われた納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第38条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にその旨を通知するものとする。

(危険負担)

第37条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第38条 役務が行われた納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において当該役務に係る部分を修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損

害は次項から第4項までに従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加の費用は、乙が負担する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。
(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第39条 前条によるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項による場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。
(官給品等の滅失又は損傷)

第40条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項による場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。
(役務の契約不適合)

第41条 乙が行った役務に関し納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 前項の契約物品の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達する

ことができないと認める場合は、第45条による解除の例により契約を解除することができる。

- 4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 5 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 6 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 7 前各項は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

（契約の変更）

- 第42条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
 - 3 第1項により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
 - 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。
 - 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により、甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第43条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第3項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。
(役務の一時中止)

第44条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項による損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 役務を一時中止した後再開した場合の納期については、第42条第5項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第45条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった場合又は役務を完了しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は役務を完了することができなくなった場合

(3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった場合又は役務を完了しなかった場合

(4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は役務を完了することができなくなった場合

(5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達成することができなくなった場合

2 甲は、前項による場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第46条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、こ

の契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第47条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第34条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第48条 甲は、第45条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第46条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第49条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第50条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り

得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われぬように相応の注意をもって管理しなければならない。

- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第5条及び第8条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑則

（調査）

- 第51条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。
- 2 甲は、前項によるほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
 - 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項による調査に協力するものとする。

る。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第52条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第53条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

物 品 売 買 契 約 条 項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、単価契約については、標記単価に数量を乗じた総額に消費税を加えた金額をもって乙に支払われる代金の金額とする。

2 上記契約金額において、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人等の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第6条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。
この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。
(図面等の承認)

第7条 仕様書に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本（以下、「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと相違する場合は、承認用図面等が優先する。

2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第8条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第10条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

(監督)

第11条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める検査等実施要領により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第6条第3項を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第12条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第13条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第14条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第15条 乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとさ

れている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。
(受領検査)

第16条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領によるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

(受領)

第17条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第18条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

5 乙は、受領検査において不合格と判定された契約物品について、前項による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第19条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものと

する。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第20条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第14条及び第15条を準用する。

- 2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第21条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第22条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第23条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

- 2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。
- 3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第24条 甲は、約定期間（第21条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第16条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第25条 甲は第37条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第26条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第27条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として支払わなければならない。

2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日ま

での日数

- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用においては、納入は第15条の届出があったときにされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第28条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第29条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第31条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第30条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請

求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第31条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において、これを修補（良品との取替えを含む）すべきときは、その損害は次項から第4項までに従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(契約物品の契約不適合)

第32条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第35条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

4 甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。

5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6月以内に発

するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなつて
いるときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の
日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

- 6 乙は、前項による通知があつた場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各号は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

- 第33条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第34条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となつたと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。
- 2 前条第2項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

- 第35条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項による場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第37条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第27条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第38条 甲は、第35条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第36条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行われなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第39条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、

又は利用してはならない。

- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

- 第40条 乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。
- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われぬように相応の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
 - 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
 - 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
 - 6 第7条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑則

(調査)

第41条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項によるほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として、前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項による調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第42条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第43条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保

有するものとする。

技 術 援 助 契 約 条 項

第 1 章 総則

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、甲の発行する技術援助発注書により技術者を甲の指示する場所に派遣し、指定された期限又は期間に技術援助を行うものとし、甲はその代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第 2 条 乙に支払われる代金は、次の各号に定める費用が含まれているものの合算額とする。ただし、第 13 条ただし書きによる事項がある場合は、その代価を含めた合算額とする。

- (1) 甲が定める率で計算された直接工に属する技術員についての工費
- (2) 技術員に係る直接経費（旅費、日当及び宿泊料）
- (3) その他甲が必要と認める直接経費
- (4) 甲が定める率で計算された一般管理等及び販売費並びに利子及び利益

(経費率等の変更)

第 3 条 前条による甲が定める率を変更しようとするときは、甲乙協議して決定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第 4 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (2) 技術援助の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

(代理人等の届出)

第 5 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 技術援助の主要でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第 6 条 乙は、技術援助の内容について第三者に請け負わせる場合においても、この契

約により乙に義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(技術者名簿の提出等)

第8条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書に定める区分に従い技術者名簿を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、技術者名簿に掲載されている技術者を変更するときは、速やかに甲に通知するものとする。

第2章 契約の履行

(技術援助の発注及び実施)

第9条 甲は、技術援助の発注を行う場合は、技術援助発注書をもって乙に発注するものとする。

2 乙は、前項の技術援助発注書により所要の技術員を派遣し、技術援助を実施するものとする。

3 技術援助の実施については、仕様書及び甲又は甲の指名する者の作業指示によるものとする。

4 技術員は、日々の技術援助の実施について、別に示す作業記録表により甲の指名する者の確認を受けなければならない。

(工具、器具等の使用)

第10条 技術員は、現地における技術援助の実施に当たり部隊保有の工具、器具等を使用することができる。

(監督及び検査)

第11条 この契約における乙の技術援助について、甲又は甲の指名する者は、所要の指示監督、役務履行の促進並びに作業記録表（役務完了調書）、材料使用明細書及び故障状況報告書の確認を行うものとする。

(技術援助の完了)

第12条 乙の技術援助完了の日は、甲又は甲の指名する者の検査（確認）を受けた日

とする。

(代金の請求及び支払)

第13条 乙は、技術援助の代金を請求する場合には、技術援助発注書による技術援助が完了し、検査官の検査に合格したのを甲が確認した後、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。ただし、第2条第2号及び第3号の代価については、甲乙両者において決定した額をもって請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に乙に当該代金を支払うものとする。

(相殺)

第14条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期間（前条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第16条 甲は、第27条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第3章 契約の効力等

(契約の変更)

第17条 甲は、乙の行う技術援助が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、履行場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めると

ころを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(甲の解除権)

第18条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が履行期間内に当該契約履行を完了しないか又は履行を完了する見込みがない場合

(2) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が履行期間内に当該契約履行を完了しないか又は履行を完了する見込みがない場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

(4) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

2 甲は、前項によるほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(事情の変更)

第20条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 第17条第3項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(納期の猶予)

第21条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認め

る日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第22条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。

2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって履行完了が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数とする。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第23条 乙は、技術援助が納期に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から技術援助が完了した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請のあった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

(履行不能の通知)

第24条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに履行を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第25条 乙の故意又は重過失により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害が生じた場合には、乙は甲の指示するところに従い修補若しくは代品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。その賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害が生じた場合は、その物についての損害は甲、役務については乙の負担とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、乙が契約の全部又は一部を完了することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が履行義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

4 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(技術援助の契約不適合)

第26条 乙が行った役務に関し当該器材に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の当該器材の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の当該器材の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第18条による解除の例により契約を解除することができる。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、履行完了の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関し

ては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

- 5 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 6 契約不適合のある当該器材の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 7 前各号は、第1項により修補され、再度引き渡された当該器材になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(違約金)

- 第27条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 2 前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 第22条第3項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

- 第28条 甲は第18条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに履行が完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。
- 2 第19条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 前2項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第4章 秘密の保全

(秘密の保全)

- 第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。
 - 3 甲は、乙が提出した技術資料の全部又は一部をこの契約の目的以外に使用し又は第三者に利用させようとするときは、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

第5章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第30条 乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないうに相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第6条の規定は、前5項についても適用する。

第6章 雑則

(調査)

第31条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項による調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項による調査に協力するものとする。

(その他)

第32条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第33条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

輸 入 品 売 買 契 約 条 項

第 1 章 総則

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(確定を要する費目及び金額)

第 2 条 契約金額のうち確定を要する費目及び金額は、別紙要確定費目金額表（以下「要確定表」という。）に定めるとおりとする。

(契約金額の確定)

第 3 条 甲及び乙は、契約物品の納入完了後、要確定表の費目別金額が第 2 3 条による実際価格計算書の当該費目別金額と相違する場合は、次の各号により契約金額を確定するものとする。

- (1) C & F 価格及び海上保険料（又は C I F 価格）の実際額が要確定表の金額に達しない場合は、甲乙協議のうえ、その差額相当額について契約金額を減額するものとし、これを超える場合は、契約金額の増減を行わないものとする。ただし、その増額が、乙の責めに帰することができない理由によるものと甲が認めた場合は、甲乙協議のうえ、当該費目の差額相当額について、契約金額を増額することができる。
- (2) 機能及び寸法検査費用（再梱包費を含む。以下「機能検査費用等」という。）並びに関税その他の租税の実際額が、要確定表の金額と相違する場合は、甲乙協議のうえ、その差額相当額について、契約金額を減額又は増額するものとする。ただし、実際に要した費用であっても、乙の故意、過失又は管理の不適當等により乙の負担となるものは、これを費用から除くものとする。

2 甲及び乙は、契約物品の納入完了後、要確定表の工場渡価格が第 2 3 条による実際価格計算書の当該費目の金額と著しく相違する場合は、前条にかかわらず、甲乙協議して契約金額の減額を行うことができる。

(債務の引受け等の承認)

第 4 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人等の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書に特に定めがある場合は、乙は、図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本（以下、「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと相違する場合は、承認用図面等が優先する。

2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

(監督)

第12条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める検査等実施要領により、必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(輸入手続等)

第13条 乙は、甲の指示するところに従い、輸入割当申請、輸入申告及び関税その他の租税の減免手続等を行わなければならない。

(完成検査)

第14条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第15条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たに期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(納入場所への持込み)

第16条 乙は、甲の行う完成検査に合格した後でなければ、契約物品を納入場所へ持ち込んで서는ならない。ただし、あらかじめ甲の指示する場合は、乙は完成検査を受けないで契約物品を納入場所へ持ち込むことができる。

2 乙は、前項ただし書きにより、契約物品を納入場所へ持ち込んだ場合は、甲の指示するところに従い、完成検査を受けなければならない。

3 前項による完成検査の結果、契約物品が不合格となった場合は、乙は、甲の指示するところに従い、速やかに当該契約物品を修補し又は良品に代え、再度の完成検査を受けなければならない。

4 第2項により、不合格となった契約物品の引取り等の責については、第19条第7項及び第8項を適用する。

5 甲は、前項によるほか、第1項ただし書きにより乙が納入場所へ持ち込んだ契約物品を受領検査が完了するときまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

6 乙は、契約物品の持込みに当たり、当該契約物品を担保とするトラスト・レシート（輸入担保物荷保管証）を銀行に差し入れている場合は、当該トラスト・レシートの契約を解消してから、持ち込まなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第17条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第18条 乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。
（受領検査）

第19条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領によるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

7 乙は、受領検査において、契約物品が不合格となった場合で、甲から要求のあったときは、不合格となった契約物品を納入場所から引き取らなければならない。

8 甲は、乙が前項の要求にかかわらず、不合格となった契約物品を正当な理由がなく引取らない場合は、当該契約物品の保管の責は負わないものとする。

（受領）

第20条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

（値引受領）

第21条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について、前項による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用

上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第22条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(実際額の報告)

第23号 乙は、契約物品の納入完了後、20日以内（機能及び寸法検査を行ったものにあつては35日以内）に実際価格計算書を作成し、次の各号による実際額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

- (1) C & F 価格、製造業者等の送り状、乙の海外支店等の送り状、船会社等の発行する運賃を記載した船荷証券等
- (2) 海上保険料、支払請求書又は領収書
- (3) 機能検査費用等、検査実施業者の発行する実際工数及び加工費率を明記した支払請求書又はこれに準ずる書類並びに梱包業者の支払請求書又はこれに準ずる書類
- (4) 関税その他の租税、関税領収書その他の租税領収書
- (5) 外国為替公認銀行の発する対外支払勘定の円貨による決済金額を証する書類
- (6) その他甲が必要と認める書類

(代金の請求及び支払)

第24条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

2 甲は、前項による支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第25条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第26条 甲は、特に必要があると認める場合は前払金を行うことができる。ただし、前金払については特約条項の定めるところによる。

(支払遅延利息)

第27条 甲は、約定期間（第24条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第19条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第28条 甲は第41条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第29条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第30条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.05パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納

金の支払いを求めることを不相当とする日数を除した日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用においては、納入は第15条の届出があったときにされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第31条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.25パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知及び加算金)

第32条 乙は、理由のいかんを問わず納期又は納期猶予までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第34条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき理由により、乙が前項による通知を怠り、かつ、納期又は納期猶予までに契約物品の引渡しを行わないときは、納期又は納期猶予として定められた日の翌日から、前項による通知を行った日のいずれか早い期日までの日数につき履行遅滞相当部分に対し年3パーセントの率を乗じて計算した金額を前条第1項による遅滞金に加算するものとする。

(危険負担)

第33条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第34条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む）すべきときは、その損害は次項から第4項までに従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(契約物品の契約不適合)

第35条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第39条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は、返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、別に定める場合を除き、契約不適合を知った日から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各号は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

- 第36条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、

納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第37条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項は、前項により契約金額の変更に關して協議を行う場合に準用する。

(履行不能の通知)

第38条 乙は、履行不能となった場合は、その理由を明らかにして、直ちに契約解除申請書を甲に提出するものとする。

(甲の解除権)

第39条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が履行期間内に当該契約履行を完了しないか又は履行を完了する見込みがない場合

(4) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(5) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項による場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第40条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第41条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第30条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

- 第42条 甲は、第39条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。
- 2 第40条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行われなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

- 第43条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

- 第44条 乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。
- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、こ

れによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組み込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第8条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑則

（延納金、遅滞金及び違約金）

第45条 第30条第1項、第31条第1項及び第41条第1項に規定する延納金及び遅滞分に相当する代金並びに解除した場合の代金とは、当該契約物品に係る品目別内訳に掲げる金額を基礎として計算した金額とする。

（調査）

第46条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項によるほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項による調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(特定化学物質の表示)

第47条 乙は、契約物品に特定化学物質が使用されていると知った場合には、甲に通知するとともに、契約物品にその旨の表示をするものとする。

(その他)

第48条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第49条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

不 用 物 品 売 払 契 約 条 項

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付随する仕様書に定めるところにより、標記の契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付するとともに、契約書に定める搬出期限までに契約物品を搬出するものとする。

2 甲は、契約書の搬出期限までに契約物品を乙に引渡すものとする。

(債務の引受け等の承認)

第 2 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面による甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人の届出)

第 3 条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第 4 条 乙は、この契約の履行を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につき、その責めを免れない。

(代金の納付)

第 5 条 売払代金は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は甲の口頭告知により、乙は指定された期限及び場所に納付するものとする。この際、乙は納付期限及び搬出予定日を甲に通知するものとする。

2 乙は納入告知による方法で代金を納付した場合は、直ちに代金納付を証明する領収書等を甲に通知するものとする。

3 乙は甲の口頭告知により代金を納付した場合は、直ちに代金納付を証明する領収書を甲に通知するものとする。ただし、収入官吏と契約担当官が同一者である場合はこの限りではない。

4 甲は乙からの代金納付を証明する領収書等を謄写して、代金納付確認書（別記様式）を作成し乙に交付するものとする。

5 乙が第一項の納付期限を過ぎて代金を納付したときは、納付期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該代金に対し、年 3 パーセントの率の利息を付して延滞金を支払わなければならない。

(搬出)

第 6 条 売払物品の搬出は、代金納付後乙の負担において次の要領により行うものとする。

(1) 乙は、売払物品の搬出に際しては、甲の発行する代金納付確認書又は所属収入官吏の領収印のある領収証書を甲の指定した係官に提示し、引渡期限内に搬出しなければならない。

(2) 品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又はその代理人とが立会いの上確認するものとする。

(3) 契約物品について、搬出場所における乙による解体等が仕様書等で定められている場合は、当該規定に基づき解体等を行い、その履行状況について甲の指定した検査官の確認を受けなければ搬出できないものとする。

2 甲は、乙が前項第1号の引渡期限又は第7条第2項の延納期限までに契約物品を搬出しないときは、乙の負担において他に搬出し又は他に保管を託することができる。

(引渡期限の延期)

第7条 乙は、引渡期限までに契約物品の引渡しを受けられないときは、その理由を明らかにして甲に対し引渡期限内に延期について承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。

(搬出期限の延期)

第8条 乙は、搬出期限までに契約物品の搬出ができないときは、甲に対しその理由を明らかにして、搬出期限内に延期について書面により申請し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。

(無償の期限延期)

第9条 甲は、第7条第2項及び前条第2項による延期申請が、乙の責に帰し難い事由によるものと認めたときは、その期間を無償とすることができる。

(有償の期限延期)

第10条 甲は、第7条第2項及び第8条第2項による延期申請が、乙の責に帰すべき事由によるものと認めたときは、その期間是有償とする。

2 前項の場合において、搬出又は引渡し期限の翌日から搬出又は引渡しされた日までの1日につき遅滞部分に対する代金の0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞料として徴収する。

(所有権の移転)

第11条 売払物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。ただし、特約条項に定めがある場合は、特約条項に記載の時期とする。

2 前項の所有権移転後に生じた物品の滅失、き損等は、全て乙の負担とする。

3 甲から乙に、完全に所有権が移転する前に乙が契約物品の転売契約を他の業者等と締結した場合において、甲の求めにより乙との契約を解除した場合には、甲は乙に発生する損害賠償等の責は負わないものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が書面により契約解除を申し出たとき。

- (2) 乙（代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が甲の承認を得ないで、指定期限までに売払代金を納付しないとき。
- (4) 乙が搬出期限内又は引渡し期限内に契約を履行しないとき、又は甲が履行の見込みがないと認めたとき。
- (5) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。
- (6) 甲の都合により、代金納入前において契約の解除を必要とするとき。

（甲の契約解除に伴う危険負担）

第13条 甲は、前条第1号から第4号に基づき契約を解除した場合は、解除の対象となった契約物品について、乙の納付した代金を返還し、契約物品の返還を請求するものとする。

- 2 前項の代金の返還は、契約物品が返還されたことを甲又は甲に指定された者が確認した後に行うものとする。ただし、契約解除に伴い甲に違約金請求権等の債権が発生する場合は、本項に規定する返還すべき代金と相殺することができるものとする。

（乙の解除権）

第14条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第15条 甲は、第12条第1号から第5号までの事由により、契約の全部若しくは一部を解除した場合は、解除部分に対する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合は、期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第16条 甲は、前条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙は提供した契約保証金をもって、これに充当するものとする。

（乙の損害賠償債権）

第17条 乙は、第12条第6号により契約を解除された場合で損害を生じたときは、甲に対しその損害を請求することができる。

- 2 損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

（信用等の調査）

第18条 甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上並びにこの契約の履行の確保、その他特に必要がある場合には、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び

報告を徴し、又は事務所において帳簿書類、原価元帳等その他の物件を調査（会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類への集計システムの適正性、損益計算書及び貸借対照表の内訳と原価元帳等の数字の整合性その他これに類する必要事項を確認することを含む。）することができる。この場合、甲は乙の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（担保又は保証人）

第19条 甲は、違約金、売払代金等の債権を保全するため、必要があるときは乙から担保を提出させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査については前条の規定を準用する。

2 担保の付された債権について、担保の価格が減少し又は保証人を不相当とする事情が生じたときは、乙は甲の請求に応じ増担保の提供又は保証人の変更をしなければならない。

（秘密の保持）

第20条 乙（代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し、甲の秘密を知った場合は、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（その他）

第21条 この契約の履行について、特約条項が付されている場合は、特約条項の定めとする。

2 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

3 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第22条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式（第 6 条関係）

令和 年 月 日

代 金 納 付 確 認 書

〇〇〇〇 殿

契約担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

下記のとおり代金が納付されたことを確認したので通知します。

記

売払要求番号	
契約番号	
契約年月日	
契約件名	
契約金額	
代金納付期限	
代金納付日	
引渡場所	
引渡期限	
備 考	

※ 引渡期限は、代金納付により確定した日を記入する。

標準内外作業方式契約に関する特約条項

(契約金額)

第 1 条 この契約金額は、標準内作業費（仕様書により作業項目が確定している作業）及び標準外作業費の合計金額とする。

2 標準内作業費は、確定金額とする。

3 標準外作業費は変更条件確定金額とし、この特約条項の定めるところに従い、契約履行の途中において確定するものとする。

(標準外作業（費）見積書の提出)

第 2 条 乙は、標準作業表による点検計測作業終了後、標準外作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外（追加）作業（費）見積書（別紙第 1）を作成し、監督官の確認を得て指定された期日までに甲に提出しなければならない。この場合において、部品、材料等について官給する旨約定のあるときは、所要の部品、材料等について官給申請を行い、官給の有無を確認のうえ、標準外（追加）作業（費）見積書を作成するものとする。

(標準外作業の実施等の通知)

第 3 条 甲は、前条の標準外（追加）作業（費）見積書の審査の結果、標準外作業として実施するものと中止するものを区分し、これを乙に通知し又はこれにより標準外作業を実施若しくは中止するものとする。

(契約金額の変更)

第 4 条 前条の標準外作業見積書による標準外作業費が当初の標準外作業費を超過する場合は、甲乙協議のうえ入札書（見積書）に記入された当初の標準外作業費の 10 パーセントを上限とし増額又は当初の標準外作業費に達しない場合は、相当額を減額するものとする。

(官給変更に伴う契約金額の変更)

第 5 条 部品、材料等のうち官給の変更により、契約金額を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(計算規則の提出等)

第 6 条 乙は、契約締結後、速やかに乙の原価計算の実施に関する計算規則（以下「計算規則」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由

を付して甲に提出し確認を受けるものとする。

3 乙は、原価に影響のある社内規則、制度等を新設又は変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

4 前3項は、乙が既に他の契約において当該事項に関し、甲に提出及び確認の通知をしている場合は適用しない。

(標準外作業(費)見積書の提出遅延)

第7条 第2条第1項に定める標準外作業(費)見積書の提出が指定された提出期限に遅延したため、契約物品の納入が納期を経過した場合は、有償の履行延期とする。

標準内外（追加）作業方式契約に関する特約条項

（契約金額）

第 1 条 この契約金額は、標準内作業費（仕様書により作業項目が確定している作業）及び標準外作業費の合計金額とする。

2 標準内作業費は、確定金額とする。

3 標準外作業費は概算金額とし、この特約条項の定めるところに従い、契約履行の途中において確定するものとする。

4 甲乙協議して標準外作業費の限度額又は工数等の上限を設定することができる。

（標準外作業（費）見積書の提出）

第 2 条 乙は、標準作業表による点検計測作業終了後、標準外作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外（追加）作業（費）見積書（別紙第 1）を作成し、監督官の確認を得て指定された期日までに甲に提出しなければならない。この場合において、部品、材料等について官給する旨約定のあるときは、所要の部品、材料等について官給申請を行い、官給の有無を確認のうえ、標準外（追加）作業（費）見積書を作成するものとする。

（標準外作業の実施等の通知）

第 3 条 甲は、前条の標準外（追加）作業（費）見積書の審査の結果、標準外作業として実施するものと中止するものを区分し、これを乙に通知し又はこれにより標準外作業を実施若しくは中止するものとする。

（追加作業（費）見積書の提出）

第 4 条 乙は、前条の標準外（追加）作業（費）見積書提出後、更に標準外（追加）作業（費）見積書記載内容以外の作業（以下「追加作業」という。）が発生した場合は、第 2 条を準用し標準外（追加）作業（費）見積書を甲に提出するものとする。

（追加作業の実施等の通知）

第 5 条 追加作業の実施又は中止については、第 3 条を準用するものとする。

（契約金額の変更（確定））

第 6 条 甲は第 2 条の標準外（追加）作業（費）見積書により乙と協議のうえ当初の標準外作業費を変更（確定）する。

2 追加作業についても前項を準用する。

（官給変更に伴う契約金額の変更）

第7条 部品、材料等のうち官給の変更により、契約金額を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(計算規則の提出等)

第8条 乙は、契約締結後、速やかに乙の原価計算の実施に関する計算規則（以下「計算規則」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に提出し確認を受けるものとする。

3 乙は、原価に影響のある社内規則、制度等を新設又は変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

4 前3項は、乙が既に他の契約において当該事項に関し、甲に提出及び確認の通知をしている場合は適用しない。

(限度額等の変更)

第9条 標準外作業費の限度額又は工数等の上限が設定されている場合において、設定条件の変更により限度額又は上限を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

(標準外作業（費）見積書の提出遅延)

第10条 第2条第1項に定める標準外作業（費）見積書の提出が指定された提出期限に遅延したため、契約物品の納入が納期を経過した場合は、有償の履行延期とする。

整備診断方式契約に関する特約条項

(総則)

第 1 条 乙は、この契約に定めるところに従い、契約履行期限内に要修理箇所及び要交換箇所を診断して、整備診断明細書（別紙第 3）を甲に提出し、甲はその対価として乙に代金を支払うものとする。

2 甲の都合により、診断を中止した場合においても、診断した部分については、整備診断明細書を提出しなければならない。

(契約金額の変更（確定）)

第 2 条 契約金額が確定金額で、前条第 2 項により中止した場合又は契約金額が概算金額の場合は、甲乙協議して契約金額を変更（確定）するものとする。

(診断後の保管責任)

第 3 条 乙は、甲が診断品を引取るか又は修理契約を締結するまでの間は、保管責任を負うものとする。

診断後の修理契約に関する特約条項

(契約金額)

第 1 条 この契約金額は、変更条件付確定金額とする。

(追加作業（費）見積書の提出)

第 2 条 乙は、整備明細仕様書の記載内容以外の作業（以下「追加作業」という。）が発生した場合は、追加作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外（追加）作業（費）見積書（別紙第 1）を作成し、監督官の確認を得て甲に提出しなければならない。この場合において、部品、材料等について官給する旨約定のあるときは、所要の部品、材料等について官給申請を行い、官給の有無を確認のうえ追加作業見積書を作成するものとする。

(追加作業の実施等の通知)

第 3 条 甲は、前条の追加作業（費）見積書の審査の結果、追加作業として実施するものと中止するものに区分し、これを乙に通知し、乙はこれにより追加作業を実施又は中止するものとする。

(契約金額の変更)

第 4 条 前項の追加作業（費）見積書による修理金額については、甲乙協議のうえ本契約金額の 10 パーセントを上限とし増額することができる。

(官給変更に伴う契約金額の変更)

第 5 条 部品、材料等のうち官給の変更により契約金額を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

利益制限契約に関する特約条項

(契約金額)

第 1 条 この契約金額は、利益制限付確定金額とする。

(利益制限付確定金額)

第 2 条 利益制限付確定金額とは、乙がこの契約の履行により適正利益を超える利益(以下「超過利益」という。)を得た場合は、この特約条項の定めるところにより、当該超過利益に相当する金額を返納させることを条件とする金額をいう。

(実際価格報告書の提出)

第 3 条 乙は、この契約の履行完了後 2 か月以内又は甲の指定する期日までに、その役務又は製造に要した実際価格報告書(3 部)に必要な資料を添付し、甲に提出しなければならない。

2 前項の実際価格報告書は、乙がこの契約のために支出又は負担した費用に乙が定めた利益を加えた金額(以下「実際価格」という。)を基に作成する。

(実績価格の決定)

第 4 条 甲は、前条により実際価格報告書を受領した場合は、速やかに原価監査を実施し、実績価格を決定する。

2 甲は、前条第 1 項に定める期日までに乙が実際価格報告書を提出しなかった場合は、甲の計算した金額をもって実績価格を決定することができる。

(超過利益)

第 5 条 超過利益は、契約金額から実績価格を控除した金額とする。

(計算規則の提出等)

第 6 条 乙は、契約締結後、速やかに乙の原価計算の実施に関する計算規則(以下「計算規則」という。)を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に提出し確認を受けるものとする。

3 乙は、原価に影響のある社内規則、制度等を新設又は変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

4 前 3 項は、乙が既に他の契約において当該事項に関し、甲に提出及び確認の通知をしている場合は適用しない。

(官給変更に伴う契約金額の変更)

第7条 部品、材料等のうち官給の変更により契約金額を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(超過利益の返納請求等)

第8条 甲は、乙に超過利益が生じた場合は、期限を指定して当該超過利益相当額の返納を乙に請求するものとする。

2 乙が期限までに返納金額を甲に納入しない場合は、当該返納金額に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数に対し、年3パーセントの延滞料を加算して納付するものとする。

概算契約に関する特約条項

(契約金額)

第 1 条 この契約金額は、概算金額とし、この特約条項の定めるところに従い、原則として契約履行後において確定するものとする。

2 甲乙協議して契約金額又は工数等について、限度額又は上限等を設定することができる。

(実際価格報告書の提出)

第 2 条 乙は、この契約の履行完了後 2 か月以内又は甲の指定する期日までに、その役務又は製造に要した実際価格報告書（3 部）に必要な資料を添付し、甲に提出しなければならない。

2 前項の実際価格報告書は、乙がこの契約のために支出又は負担した費用に乙が定めた利益を加えた金額（以下「実際価格」という。）を基に作成する。

(契約金額の確定)

第 3 条 甲は、前条により実際価格報告書を受領した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議のうえ契約金額を確定するものとする。

2 甲は、前条第 1 項に定める期日までに乙が実際価格報告書を提出しなかった場合は、甲の計算した金額をもって実績価格を決定することができる。

(契約金額の中途確定)

第 4 条 甲が必要と認めた場合は、第 2 条にかかわらず乙と協議して契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

(計算規則の提出等)

第 5 条 乙は、契約締結後、速やかに乙の原価計算の実施に関する計算規則（以下「計算規則」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に提出し確認を受けるものとする。

3 乙は、原価に影響のある社内規則、制度等を新設又は変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

4 前 3 項は、乙が既に他の契約において当該事項に関し、甲に提出及び確認の通知をしている場合は適用しない。

(限度額等の変更)

第6条 契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

単価契約に関する特約条項

(契約金額)

第 1 条 この契約金額は、単価とする。

(契約金額の変更及び品目の追加)

第 2 条 この契約期間中は、契約条項によるほか、原則として契約金額を変更することはできない。

(発注及び納入)

第 3 条 乙は、甲の発行する発注書により、指定納期（納入時間）までに指定場所に物品を納入するものとする。

(代金の請求)

第 4 条 乙は、履行完了段階において確定数量に契約単価を乗じた金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する率に基づき計算された消費税額を加えた金額を請求するものとする。

(その他)

第 5 条 発注予定数量と実際発注数量とに差異が発生した場合であっても、乙は甲に対し損害賠償請求することができない。

資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

(関係資料の保存)

第 1 条 乙は、契約物品の製造又は役務（この条において「契約物品等」という。）の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書又はこれらに相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該契約物品等に係る事業場を単位として、当該調達物品等の代金の支払いが完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払いは前年度にあったものとみなす。）の翌年度の 4 月 1 日から起算して 1 年間は保存するものとする。ただし、乙の原価計算規則等により、これらの帳票類を作成することとされていないときは、この限りではない。

2 乙は、この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合及び契約物品等の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に前項に準じて帳票類を保存させなければならない。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第 2 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) 甲が原価計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合

(2) 甲が行う経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要な率をいう。第 8 条において同じ。）の算定に際して、資料を提出又は提示する場合

(3) 甲が特約条項により行う原価監査等に際して、資料を提出又は提示する場合

2 乙は、原価監査付契約（契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により、当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第 8 条第 2 項において同じ。）のうち、超過利益返納条項付契約（契約の履行後に甲が行う原価監査により、当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第 7 項において同じ。）について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、返納すべき超過利益の確定以降において、甲が※契約条項第○条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の 2 倍の金額を、違約金として甲に

支払うものとする。

- 3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において、甲が※契約条項第○条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。
- 4 乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第1項各号に掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において、甲が※契約条項第○条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該虚偽の資料の提出又は提示に起因して契約金額が増加したと認められる部分の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。
- 5 次の各号に掲げる場合における前3項の適用については、これらの規定中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 乙が、防衛省（甲を含む。以下同じ。）が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み、又は当該制度調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査の実施を乙が拒んだ日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から3年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
 - (2) 原価計上に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
 - (3) 前2号に該当しない場合であって、防衛省から原価計上に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき（制度調査又は原価監査（常駐により又は常続的に行うものを除く。）の実施期間中にあっては、原価計上に関する質疑がなされる前に限る。） 1倍の金額
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。
- 7 第2項から第5項までによる違約金の請求権は、超過利益返納条項付契約について

は返納すべき超過利益の確定時、原価監査付契約及び一般確定契約については、契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

(制度調査の実施)

第3条 甲は、乙が提出し、又は提示して説明する資料の信頼性を確保するため、制度調査（乙の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類（以下「原価元帳等」という。）への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施する。

2 乙は、甲から制度調査の実施の申入れがあった場合には、これを受け入れなければならない。

3 乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による制度調査を支援させること、及び甲に代わって甲以外の防衛省の機関に制度調査を行わせることにあらかじめ同意する。

(定期調査及び臨時調査の実施)

第4条 制度調査は、年度の計画により、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査により実施する。

2 乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、直ちに当該臨時調査の開始を許可しなければならない。

(制度調査の実施項目)

第5条 甲は、制度調査において、次の各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。
- (2) 第7条によるコンプライアンス要求事項が達成され、適切に実施されていること。
- (3) 原価計算の手続が整備され、適正に実施されていること。
- (4) 原始伝票から原価元帳等までについての一連の原価集計が手続に従っており、実際に発生した原価が適正に集計されていること。
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の内訳書と原価元帳等の数値が整合していること。
- (6) その他原価計算システムの適正性を確認する上で必要となる事項。

(制度調査の実施に係る保証)

第6条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うも

のとし、乙は、甲に対し、甲が制度調査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保証するものとする。

- (1) 帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査
- (4) 作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査

2 甲は、前項の調査の一環として、定期調査及び臨時調査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む臨時調査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する制度調査担当官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

4 乙は、臨時調査において、甲の求めに応じ直ちに関係書類を提示するため、甲があらかじめ公示により指定する資料を常備しておかなければならない。

（コンプライアンス要求事項の確認）

第7条 甲は、次の各号に掲げるコンプライアンス要求事項について、乙の実施状況を確認する。

- (1) 防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとることとしていること。
- (2) 前号の書面が少なくとも契約履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としていること。
- (3) 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知することとしていること。
- (4) 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしていること。
- (5) 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施することとしていること。

2 甲は、コンプライアンス要求事項の確認に際して、乙の本社コンプライアンス部門の協力を要請する。

3 甲は、コンプライアンス要求事項の実施について制度調査において確認できない場合には、乙の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることができる。

(適用する経費率との関係)

第8条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、この特約条項を原価監査付契約に付した場合であって、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項及び原価監査付契約に係る特約条項に定める乙の債務について不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第42条による非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

注：※印は、該当する契約条項名の名称及び条項を記入して使用すること。

輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達
調査の実施に関する特約条項

(価格等証明資料)

第1条 価格等証明資料とは、見積資料（いわゆるクォーテーション。以下同じ。）の
原本、品質証明書の原本及び送り状（いわゆるインボイス。以下同じ。）の原本をい
う。

2 価格等証明資料は、役務請負契約の場合においては、外国役務業者が発行したもの
に限る。

3 価格等証明資料は、役務請負契約以外の契約の場合においては、外国製造業者が発
行したものを原則とする。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在し
ない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び
乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって
外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。

4 調達物品が流通業者所有の中古品（サープラスユーズド）の場合で、外国製造業者
が発行した価格等証明資料が存在せず、かつ、乙による価格等証明資料の内容の妥当
性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資
料が存在しないこと及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証
明できないことの理由書並びに乙による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段に
より証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとす
る。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料の
みをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとす
る。

(価格等証明資料の提出)

第2条 乙は、甲に対し、価格等証明資料のうち品質証明書及び送り状の原本又はその
代替資料（前条第3項又は第4項による品質証明書又は送り状に代えて提出する資料
をいう。）を入手後、速やかに提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する資料の発行者から、当該資料を甲に提出することについて、
あらかじめ了承を得るものとする。

(乙が価格等証明資料を必要とした場合の処置)

第3条 甲は、乙が価格等証明資料を特に必要とする場合、価格等証明資料を確認及び

複写した後に、乙に貸し出すことができる。

- 2 乙は、前項の規定により価格等証明資料の貸し出しを受けた場合において、甲が価格等証明資料の確認等を行う必要があると認めたときには、速やかに返却しなければならない。

(価格等証明資料の取扱い)

- 第4条 乙は、甲が必要と認めた場合、価格等証明資料について、甲が乙の了承を得ることなく価格等証明資料の発行者に問い合わせることを了承するものとする。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

- 第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

- (1) 甲が計算価格の計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合
- (2) 甲が行う手数料率計算に際して、資料を提出又は提示する場合
- (3) 甲が特約条項により行う代金の精算等に際して、資料を提出又は提示する場合

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当する場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示したことを、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせにより又は契約代金の最終支払以降において、甲が※契約条項第○条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

- 3 次の各号に掲げる場合における、前項の規定の適用については、同項中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。

- (1) 乙が、防衛省（甲を含む。以下同じ。）が実施を通知した次条による輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該調達調査の実施を乙が拒んだ日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
- (2) 経理会計に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
- (3) 前2号に該当しない場合であって、防衛省から経理会計に関する疑義の私的又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき（輸入調達調査

の実施期間中にあっては、経理会計に関する質疑がなされる前に限る。) 1 倍
の金額

4 前2項にかかわらず、乙が過失(重過失を除く。)により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払を要さない。

5 第2項及び第3項による違約金の請求権は、契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

(輸入調達調査の実施)

第6条 甲は、乙が提出し、又は提示した資料の信頼性を確保するため、輸入調達調査(乙の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と乙が提出し、又は提示した請求書等の整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)を実施する。

2 乙は、甲から輸入調達調査の実施の申入れがあった場合には、これを受け入れなければならない。

3 乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による輸入調達調査を支援させることにあらかじめ同意する。

(定期調査と臨時調査の実施)

第7条 輸入調達調査は、年度の計画により、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査の双方により実施する。

2 乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、遅滞なく当該臨時調査の開始を許可するものとし、やむを得ない理由がある場合を除き、甲が提示した調査の開始日は延期しないものとする。

(輸入調達調査の実施項目)

第8条 甲は、輸入調達調査において、次の各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。

(2) 帳票類の記載要領及び保管状況が会計制度の信頼性を担保するに足りる状態であること。

(3) 関係する情報システムが、データの改ざん等が行われることなく、適正に運用されていること。

(4) 乙と外国製造会社又は外国販売代理店との間で締結された販売代理店契約が一般

的な商慣習を逸脱するものでないこと。

(5) その他経理会計システムの適正性を確認する上で必要となる事項

(輸入調達調査の実施に係る保障)

第9条 甲は前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が輸入調達調査に際して必要と認める乙の資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1) 帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）

(2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査

(3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査

(4) 従業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。）から直接に説明を聴取して行う調査

注：※印は、該当する契約条項名の名称及び条項を記入して使用すること。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第 1 条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 2 条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使

用人) が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 3 の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

（属性に基づく契約解除）

第 1 条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受注者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。
- (下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- (損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査

上必要な協力を行うものとする。

前金払に関する特約条項

(前金払)

第 1 条 甲は、この特約条項の定めるところにより、乙に対して前金払による支払金（以下「前払金」という。）を支払うものとする。

2 前項の前金払は、T／T 払（外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払いをする場合をいう。）、B／L 払（船荷証券及び航空貨物運送状並びに貨物売渡証書により支払いをする場合をいう。）又はその併用の場合に適用するものとし、前金払限度額、支払時期及び支払回数は別表によるものとする。

(前金払の金額)

第 2 条 前金払は、C & F 価格又は C I F 価格を限度とし、それぞれの価格が 1 5, 0 0 0 ドル以上のものとする。

2 甲が乙に支払う金額は、次の各号により計算した金額を限度とする。

(1) 乙が対外支払勘定の決済を外貨によって行った場合は、当該決済日における決済銀行の公表する電信売相場により換算した円貨額

(2) 乙が対外支払勘定の決済を円貨によって行った場合は、当該円貨額

3 前金払は、前各項にかかわらず、甲の予算を限度として行うものとする。

(前金払の請求)

第 3 条 乙は、前金払の支払を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類のうち、必要とするものを、支払を受けようとする日の 5 0 日前までに、甲に提出するものとする。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 前金払申請書 | 付紙第 1 |
| (2) 前金払担保提出書 | 付紙第 2 |
| (3) 前金払担保提供免除申請書 | 付紙第 3 |
| (4) 前金払使途明細書 | 付紙第 4 |
| (5) 前金払担保受領書 | 付紙第 5 |
| (6) その他必要な書類 | |

(前金払の担保)

第 4 条 乙は、前金払の支払いを受けようとする場合は、前金払に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙から担保提供免除の申請があり、甲がその必要がないと認めた場合は、その限りではない。

2 前金払の担保として提供できるものは、予算決算及び会計令第78条による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証付きでなければならない。

3 担保の保証期間は、前払金が支払われた日から第9条による当該前払金が精算される日までの期間とする。

(支払の時期)

第5条 甲は、第3条に規定する書類及び前条に規定する担保を受理した場合は、乙と協議して次の条件により、支払の時期を定めるものとする。

(1) T／T払は、当該締結の後

(2) B／L払は、外国為替銀行等の証明書を確認した後

(前払金の目的外使用禁止)

第6条 乙は、前払金をこの契約の対外支払勘定の決済のため、若しくは契約履行に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 甲は、乙が前項に違反して前払金を使用し、又は利用した場合、既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

(前払金に関する調査)

第7条 甲は、前払金の使用等について必要がある場合、乙の営業所、工場、その他関係場所に立ち入り、帳簿、その他関係書類の調査を行うことができる。

(契約金額の変更又は解除による前払金の返納)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更（契約の一部解除を含む。）により契約金額の減額が行われた場合、甲が既に支払った前払金が、契約変更後の前払金の限度額を超えることとなったときは、当該超過額とする。

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に支払った前払金の全額

2 乙は、前項の前払金の返納において、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し、年3パーセントの率を甲に支払わなければならない。

3 甲は、指定された期限までに乙が返納金（第1項による返納額に前項による利息を加えた金額をいう。）を甲に返納しない場合には、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用した率により算定した延納金を乙に請求することができる。

(前金払の精算方法)

第9条 前払金の精算方法は、乙が契約物品の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前金払の金額を当該代金に充当することによって行うものとする。

(前払金の担保の返還等及び取立)

第 1 0 条 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合、精算された金額に応じて、
第 4 条による前金払の担保の返還を請求することができる。

2 甲は、第 8 条の規定により、乙が返納すべき金額を返納しない場合、乙が提供して
いる担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

別 表

T／T払及び B／L払の別	前金払限度額	支 払 時 期	支払回数
T／T払	円	年 月を目途とする。	回 以内
B／L払	円	年 月を目途とする。	回 以内
合 計	円		

前 金 払 申 請 書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日に締結した輸入品売買契約に関わる、前金払に関する特約条項第 3 条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

契 約 内 容				
契 約 番 号		納 期		
契 約 件 名		納 地		
契 約 金 額		前 金 払	割合	
契 約 数 量			金額	
担 保		預 託 銀 行		
担保物件名		銀 行 名		
保証銀行名		住 所		
住 所		代 表 者		
代 表 者		別 口 口 座 番 号		
保 証 額				
保 証 期 間				
内払金使途内訳		事 由		
費		上記契約履行のため左記支出金に充当する。		
費				
費				
計				

注 1：担保欄は担保物件により必要事項を記入する。
注 2：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

前 金 払 担 保 提 出 書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

下記前金払担保を提出します。

記

第 号	
担 保 の 種 類	
前 払 金 額	
預金証書の種類 及 び 金 額	
提 出 事 由	
契 約 番 号	
品 名	
契 約 年 月 日	
契 約 金 額	
納 期	
保証(預金)銀行名 並 び に 所 在 地	
保 証 金 額	¥ (預金証書等の場合は、預金証書金額)

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

前 金 払 担 保 提 供 免 除 申 請 書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

令和 年 月 日に締結した輸入品売買に関わる、前金払に関する特約条項第 3 条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 契約番号 :
- 2 契約件名 :
- 3 契約金額 :
- 4 免除の条件 :

資 本 金	¥		
過去 5 か年 の契約実績	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
直前決算における 繰越欠損金			
直前 2 か年の 株式配当	年度	株 式 配 当 性 向	
		株式資本配当率	
	年度	株 式 配 当 性 向	
		株式資本配当率	

添付書類：免除の条件が証明できる営業報告書等及び契約一覧表

※ 同一年度に提出実績があれば添付書類は省略できる。

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

前 金 払 使 途 明 細 書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

令和 年 月 日に締結した輸入品売買に関わる、前金払に関する特約条項第 3 条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1 契約番号 :

2 契約件名 :

3 契約金額 :

4 前金払金額 :

5 使 途 :

使 途 明 細 内 訳		
使 用 目 的	支 払 先	支 払 金 額

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

前 金 払 担 保 受 領 書

第 号

担保の種類

金額 ￥

保管事由 令和 年 月 日 契約番号 第 号
品名 の前金払による。

保持（預金）銀行

並びに所在地

主たる債務者（預金者）住所氏名

保証年月日 令和 年 月 日

上記前金払担保を受領しました。

令和 年 月 日

殿

上記担保の払戻を請求します。

令和 年 月 日

住所

氏名

殿

上記担保受領しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

殿

部 分 払 に 関 す る 特 約 条 項

(部分払)

第 1 条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

(部分払の支払方法)

第 2 条 部分払の支払方法（支払回数を含む。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

(内訳表の提出)

第 3 条 乙は、この契約締結後、速やかに前条の支払方法に適合した契約金額の内訳表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は、前項の内訳表を不相当と認める場合は、これを変更させることができる。

3 前 2 項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更についても準用する。

(部分払金額)

第 4 条 甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第 1 項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、利益制限契約に関する特約又は概算契約に関する特約の付されている契約に係る既納部分若しくは記載部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の 10 分の 2 の金額を差し引いた金額とする。

2 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

(部分払の請求及び支払)

第 5 条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

(差額の支払及び過払金の返納)

第 6 条 利益制限契約に関する特約又は概算契約に関する特約の付されている契約にあつては、代金の確定に際し甲が既に乙に支払った部分払の金額が第 3 条第 1 項の内訳表（代金の確定に伴って契約金額を変更する措置がとられるときは、同条第 3 項の規定による変更後の内訳表）に基づいて算定した当該既納部分又は既済部分に相当する金額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとし、また、当該金額を超えたときは、その差額を甲の指定した期限までに甲に返納させるものとする。

2 差額の請求及び支払については、代金の請求及び支払に関する契約条項の規定を、

また、乙が期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(所有権の移転)

第7条 性質上不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その際、当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

2 前項の規定は、契約物品に係る危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。

保有個人情報等の保護に関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意を持って委託業務を行うものとする。

(漏えい等の防止措置)

第2条 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(秘密保持義務)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報の使用及び第三者への提供)

第5条 乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

(個人情報等の持ち出しの禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。

(契約終了後の措置)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は、個人情報等を甲に返却又は廃棄しなければならない。

(個人情報等の取扱者の限定)

第8条 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。

(個人情報等の複写)

第9条 乙は、個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理及び検査)

第10条 乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立入調査させることができる。

(事故等発生時における報告)

第11条 委託業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかにその内容を甲に報告する。

(違反した場合における契約解除の措置等)

第12条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項

(債権譲渡禁止特約の部分的解除)

第 1 条 契約書契約条項の債務の引受け等の承認の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が売掛債権担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

(譲渡可能な売掛債権)

第 2 条 前条の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第 3 条 乙は、第 1 条の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払いを受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(譲渡申請及び通知の様式)

第 4 条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式 1 により、通知は様式 2 により行わなければならない。（承諾の様式）

第 5 条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第 2 条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式 1 に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第 6 条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他の契約内容の将来の変更、その他この契約により甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長

殿

住 所 :

譲渡人 : (甲) 〇〇株式会社

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

住 所 :

譲受人 : (乙) 株式会社〇〇銀行

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

住 所 :

譲受人 : (丙) 〇〇信用保証協会

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

〇〇株式会社(以下「甲」という。)は、下記の〇〇契約条項第〇条の規定に基づいて貴殿より〇年〇月〇日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が〇〇契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社〇〇銀行(以下「乙」という。)及び〇〇信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象を準共有として譲り受けたいので、「譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承諾を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり〇〇契約条項第〇項第〇号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る〇〇契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振込みください。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された令和 年 月 日付〇〇契約
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 契約品名
 - (3) 納期
 - (4) 認証番号
2. 譲渡債権の額
 - (1) 契約代金額 金 円
 - (2) 前払金等既受領済額 金 円
 - (3) 差引譲渡対象債権額 金 円
3. 乙及び丙が指定する口座の表示
〇〇銀行〇〇支店・口座の種類〇〇〇〇
口座名義人〇〇・口座番号〇〇〇〇

注: 本承諾申請書は必要に応じて修正することを妨げないが、「あらかじめ承諾している事項」の内容を修正してはならない。

債権譲渡承諾書

住 所：
譲渡人：（甲） 〇〇株式会社
代表者： 殿
住 所：
譲受人：（乙） 株式会社〇〇銀行
代表者： 殿
住 所：
譲受人：（丙） 〇〇信用保証協会
代表者： 殿

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また、甲の本契約上の責任は一切軽減されるものはないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払いは、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇
調達会計部長

確認日付欄

（お問い合わせ先）
担 当：
電 話：

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合には、適宜修正して差し支えない。

[内容証明郵便等の民法施行法第5条の規定による証書]
債権譲渡通知書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長 殿

住 所：

譲渡人：(甲) 〇〇株式会社

代表者：

担当者：

連絡先：

住 所：

譲受人：(乙) 株式会社〇〇銀行

代表者：

担当者：

連絡先：

住 所：

譲受人：(丙) 〇〇信用保証協会

代表者：

担当者：

連絡先：

〇〇株式会社(以下「甲」という。)は、下記の〇〇契約条項第〇条の規定に基づいて貴殿より令和〇年〇月〇日に契約の履行の確認を受け【[準確定契約及び概算契約の場合は記述]、かつ、令和〇年〇月〇日に契約金額が確定し】ました。よって甲が〇〇契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社〇〇銀行(以下「乙」という。)及び〇〇信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、本書をもって御通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、あらかじめ承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり〇〇契約条項第〇項第〇号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る〇〇契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振込みください。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された令和 年 月 日付〇〇契約
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 契約品名
 - (3) 納期
 - (4) 認証番号
2. 譲渡債権の額
 - (1) 契約代金額 金 円
 - (2) 前払金等既受領済額 金 円
 - (3) 差引譲渡対象債権額 金 円
3. 乙及び丙が指定する口座の表示
〇〇銀行〇〇支店・口座の種類〇〇〇〇
口座名義人〇〇・口座番号〇〇〇〇

注： 本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「あらかじめ承諾している事項」の内容は修正してはならない。

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）、ネットワーク又は記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成部品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。

（意図せざる変更が加えられないための管理体制）

第 1 条 乙は、この契約の履行において、本情報システム（この契約において全部又は一部を設計、構築・製造、運用・保守又は廃棄（賃貸借によるものを含む。）する情報システムをいう。以下同じ。）に防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、再委託（再々委託以降の委託を含む。なお、市場に流通するカタログ製品の購入は、再委託に含まれない。以下同じ。）先を含め、この特約条項の定めるところにより、一貫した品質管理体制の下で行わなければならない。ただし、第三者に再委託しても情報システムの内容を知り得ないことが明らかな場合並びに第三者に再委託してもマルウェア等の不正なプログラム及び機器が組み込まれる等のリスクがないことが明らかである製造請負を再委託する場合は、この限りではない。

2 乙は、防衛省の意図しない変更や要機密性情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）を甲に提出しなければならない。第三者機関による品質保証体制を証明する書面等が提出可能な場合には、当該書面等を併せて提出するものとする。

3 乙は、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）を整備し、

当該手順及び体制を示した書面を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、この契約の一部を再委託する場合には、前項により、防衛省と乙が連携して行う追跡調査や立入検査等を再委託先が受け入れるよう、あらかじめ再委託先と約定しておかなければならない。

なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する再委託先の従業員の情報を確認するため、これに協力する旨を再委託先との約定に含めなければならない。

- 5 乙は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、情報システムの設計、製造・構築、運用・保守及び廃棄の各工程における不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、この契約により甲に納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術のすう勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙において適切に設定し、少なくとも次の6項目については、必ず実施しなければならない。

- (1) 環境設定されたパラメータの再確認
- (2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認
- (3) ウイルスチェック
- (4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
- (5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
- (6) ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認

- 6 乙は、前項の試験に関し、実施要領を作成して甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合には、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 7 乙は、この契約の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、この契約の履行における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く。）を第三者に再委託する場合には、乙は、主たる契約条項の下請負に関する規定の定めるところにより、必要な手続を実施しなければならない。

- 8 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合その他の事由により、届出を行った内容等を変更する場合に準用する。

- 9 乙は、再委託先に提供する情報は必要最低限の範囲とし、提供された情報を第三者

に漏えいすることを防止するため、再委託先において適切な管理を行う旨を再委託先との約定に含めなければならない。

10 乙は、この契約の一部を第三者に負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされていることにつきその責めを免れない。

11 乙は、この契約の一部の再委託に当たり、再委託先においてこの特約条項に定める義務が確実に履行されるため必要な事項を、再委託先と約定しなければならない。

(委託先の資本関係・役員の情報等に関する情報提供)

第2条 乙は、この契約の履行に従事する従業員（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、この契約の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとし、以下の情報を書面により、甲に届け出なければならない（送付も可とする。）。

(1) 乙の資本関係及び役員の情報

(2) この契約に係る各工程の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）

(3) この契約の履行に従事する従業員の氏名、所属、役職及び専門性（特に、情報セキュリティに係る資格及び研修実績並びに情報セキュリティ業務での経験年数）

(4) この契約の履行に従事する従業員の国籍（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第10条第1項第3号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）の割合

(5) 情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省及び防衛省以外とのそれぞれの契約実績）

2 前項の規定は、乙がこの契約の履行に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

3 乙は、この契約の一部を再委託する場合、再委託業務に従事する従業員を必要最低限に限ることを再委託先と約定するとともに、以下の情報を書面により、甲に届け出なければならない（送付も可とする。）。

(1) 再委託先の資本関係及び役員の情報

(2) 再委託業務の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）

(3) 再委託業務に従事する従業員の氏名、所属、役職及び専門性（特に、情報セキュリティに係る資格及び研修実績並びに情報セキュリティ業務での経験年数）

(4) 再委託業務に従事する従業員の国籍の割合

(5) 情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省又は防衛省以外との契約実績）

4 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

（サプライチェーン・リスクに係る監査の受入れ等）

第3条 乙は第1条第3項に定める防衛省が行う追跡調査や立入検査等を受け入れなければならない。

なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する従業員の情報を確認するため、これに協力しなければならない。

2 乙は、再委託先に対し、定期的及び必要に応じて再委託先におけるサプライチェーン・リスク対応についての実施状況について監査を行うものとする。

（機器等の調達）

第4条 乙は、この契約により甲に納入する「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」（経済産業省）に掲載される機器等（以下「機器等」という。）には、Common Criteria（ISO／IEC 15408）の評価保証レベル（EAL）4以上の製品を努めて使用しなければならない。機器等に当該基準を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、甲の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用するものとする。ただし、使用を予定している機器等と当該基準の比較表の確認に当たり、既に甲の確認を得た比較表と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、第2条第3項に掲げるもののほか、機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合、再委託先にこれらの製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わせなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術のすう勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙が再委託先と調整して適切に設定し、少なくとも次の6項目については、必ず実施しなければならない。

(1) 環境設定されたパラメータの再確認

(2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認

(3) ウイルスチェック

(4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認

(5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認

(6) ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定

パラメータ内容から成る手順書をいう。)の完成度の確認

- 3 乙は、前項の試験に関し、再委託先に実施要領を作成させ、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合は、特別な指示がない限り、届け出をすれば足りる。
- 4 乙は、機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を整備し、機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍及び製造国に関する情報（以下「トレーサビリティ情報」という。）を把握しなければならない。また、乙は、当該管理体制に以下の項目を含めなければならない。
 - (1) 機器等に対して不正な変更が加えられないための体制
 - (2) 不正な変更が加えられていないことを検査する体制
 - (3) 機器等の設計から部品検査、製造、完成検査に至る工程を一貫した品質保証体制の下で、不正な変更が行われないことを保証する体制
- 5 乙が機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合にも、前項の規定を準用するものとする。
- 6 乙は、第4項及び前項の規定による管理体制を証明する資料を甲に提出しなければならない。また、甲の求めに応じ、トレーサビリティ情報を甲に提出しなければならない。

（防衛省施設において作業を実施する場合の届出）

- 第5条 乙は、この契約の履行のため、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）において作業（情報システムの内容を知り得ないことが明らかである役務を除く。）を行う場合には、あらかじめ、作業従事者名簿（当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一覧にした名簿をいう。以下同じ。）を書面により甲に送付又は手交し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、前項により乙から提出された作業従事者名簿について、第2条第1項及び第2条第3項により、乙があらかじめ届け出ている従業員であることが確認できた場合には、名簿の写しに確認年月日及び確認者名又は部署の長の了解を得た上で確認部署名を記入し、乙に送付又は手交する。
 - 3 乙は、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）における作業に当たり、作業従事者名簿の写しに作業従事者管理報告書（作業従事者名簿の従事者ごとに作業内容の予定と実績を日ごとに記録する報告書）を添付し、この契約の受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として甲が

乙に通知した者をいう。)に書面により届け出なければならない(送付も可とする。)。納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等を行う場合には、受領検査官又は使用責任者に代えて、甲が乙に指定する当該部隊等に所属する者(作業確認者)に届出(送付も可とする。)を行うこととする。

(その他)

第6条 この特約条項各条の規定により、乙が甲又は防衛省に提出する資料、書面等の名称及び提出時期については、この特約条項の別表による。

2 別表に掲げる資料、書面等により甲に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、甲は、乙に是正を求めることがあり、乙は、相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかり、この契約の目的が達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

4 前項の場合においては、主たる契約の解除に関する規定を準用する。

委託業務従事届出書（変更）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名

殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
認証（契約）番号・年月日
品 名 ・ 数 量

1 事業者

番号	資本関係	役 員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

2 作業従事者

番号	所属・役職	氏 名	専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績・経験年数)

3 国 籍

番号	国 名	作業従事者数（名）	割合（％）

4 情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注 1： 契約の締結後、遅滞なく本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。

2： 変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

3： 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名

殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
認証（契約）番号・年月日
品 名 ・ 数 量

1 事業者名：

番号	資本関係	役 員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

2 作業従事者

番号	所属・役職	氏 名	専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績・経験年数)

3 国 籍

番号	国 名	作業従事者数（名）	割合（％）

4 情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

- 注 1： 再委託先において委託業務を行う前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。
- 2： 業務範囲については、いずれの会社（事業者）の下請業務か分かるよう、かつ、簡潔に記載すること。
- 3： 変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。
- 4： 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

作業従事者名簿届出書（追加）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
認証（契約）番号・年月日
品 名 ・ 数 量

作業従事者名簿

番号	会社名（事業者名）	氏 名

- 注 1： 納入先部隊等での作業開始前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（追加）を横線で消去すること。
- 2： 追加のあった場合は、速やかに追加した旨を本様式で届け出ること。
- 3： 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

作 業 従 事 者 管 理 報 告 書

調 達 要 求 番 号
 認 証 (契 約) 番 号 ・ 年 月 日
 品 名 ・ 数 量

(会社名) 年 月 日

氏 名	作業内容	
	予 定	実 績

- 注 1 : 作業内容については、予定欄は契約相手方が、実績欄は受領検査官等が記入する。
- 2 : 本届出書の提出時において、日々の作業内容の決定が困難な場合には、予定欄は作業開始前までに記入するものとする。

上記のとおり確認した。

年 月 日

所 属
官 職
氏 名

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期
(第6条関係)

番号	名 称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の 窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面 (品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	任意
2	不正発見時の追跡調査及び立 入検査等の手順及び体制 (原 因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制 (防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	任意
3	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
4	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	主たる契約条項の定めによる。
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	付紙様式第1
6	委託業務従事者届出書 (変 更)	第2条 第2項		従業員を変更する前まで	付紙様式第1
7	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、業務を行う前まで	付紙様式第2
8	再委託業務に従事させる場合 の届出書 (変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先又は再委託先が従事者を変更する前まで	付紙様式第2
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408) の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria (ISO/IEC 15408) レベル4を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	任意
10	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
11	製造工程の履歴を記録する管 理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後遅滞なく (再委託する場合) 再委託先において、業務を行う前まで	任意
12	トレーサビリティ情報 (機器 等を構成する主要部品)	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	任意
13	作業従事者名簿届出書 (追 加)	第5条 第1項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第3
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第4

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

(保護すべき情報の取扱い)

第 1 条 乙は、この特約条項が付された契約を履行するに際しては、この特約条項の定めるところに従い、保護すべき情報（装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、乙に保護を求める情報として、甲が指定したものをいう。以下同じ。）を取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ基本方針等)

第 2 条 乙は、保護すべき情報を取り扱うに当たり、保護すべき情報を取り扱う乙の業務環境等を考慮の上、別紙（甲の定める「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。））に従って、必要な措置をとらなくてはならない。

2 乙は、前項を実施するため、本基準に従い、情報セキュリティ基本方針を、本基準及び情報セキュリティ基本方針に従い、情報セキュリティ規則を、本基準及びシステムセキュリティ実施要領に従い、情報セキュリティ実施手順を作成しなければならない。

3 乙は、前項の規定により作成した情報セキュリティ基本方針等について、甲の確認を受けなければならない。ただし、他の契約により既に甲の確認を受けているものと同一のものである場合は、その旨を甲に届出をすれば足りる。

4 乙は、甲の確認を受けた基本方針等のうち、内容の全部又は一部を変更しようとするときは、あらかじめ、その内容が本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。

(下請負者に対する指導監督)

第 3 条 乙は、本特約条項が付された契約を履行するに当たり、これを適切に履行する義務を負い、下請負者（契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（乙を除く。）をいう。以下同じ。）に対して、適切な指導・監督を行わなければならない。

(下請負者等に保護すべき情報を取り扱わせる際の手続等)

第 4 条 乙は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を下請負者に取り扱わせ

る必要が生じた場合には、当該下請負者において情報セキュリティが確保されるよう、甲の定めるところにより、適切な取扱いに必要な事項を確認しなければならない。

- 2 乙は、前項により確認した内容を書面により甲に届出するとともに、下請負者に保護すべき情報を取り扱わせることについて申請し、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、第三者（甲と直接契約関係にある者以外の全ての者をいう。以下同じ。）との契約（この特約条項が付された契約以外の契約をいう。この項において同じ。）において、乙が保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有等を行う約定があるときは、保護すべき情報をその約定の対象から除くよう、当該第三者との契約を変更する等の措置を講じなければならない。
- 4 甲は、第2項の規定により申請のあった内容を直接確認する必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。
- 5 乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力を行うものとする。
- 6 乙は、原則として下請負者を除く第三者に保護すべき情報を開示してはならない。ただし、契約の履行上又は公益上特に当該第三者に開示する必要があると認められる場合には、その都度、甲と協議するものとする。

（監査）

- 第5条 甲は、乙においてこの特約条項の定めに従い保護すべき情報の取扱いが行われているかにつき、監査を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
 - 3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙においてこの特約条項の定めに基づいて作成した情報セキュリティ基本方針等に従い保護すべき情報の取扱いが行われていないと認める場合には、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
 - 4 乙は、前項の規定により是正のため甲から必要な措置を講じるよう求めがあった場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。
 - 5 甲は、乙の下請負者に対して直接監査を行う必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。
 - 6 乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力をしなければならない。
 - 7 第1項から第4項までの規定は、甲が行う乙の下請負者に対する監査につ

いて準用する。ただし、甲は、第3項の規定に準じて、是正のため必要な措置を講じるよう求めるに際しては、乙を通じて求めるものとする。

(事故等発生時の措置)

第6条 乙は、本基準に従って定めた情報セキュリティ規則において、事故等（当該規則において情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象に該当するものをいう。以下同じ。）が発生したときは、本基準に定めるところにより適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する事故等がこの契約の履行及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。

3 前項の協議の結果、事故等が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、その措置に必要な費用は、乙の負担とする。

4 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により事故等が発生し、この契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

(契約履行後における乙の義務等)

第8条 第1条、第3条、第5条及び第6条の規定は、契約履行後において、乙又は乙の下請負者が保護すべき情報を取り扱う場合について準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

2 甲は、契約終了後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

3 乙は、前項の指示又は求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

(適用の特例)

第9条 乙は、自らが保有する設備等の改修に時間を要する等の理由により直ちに本基準に従って保護すべき情報を取り扱うことが困難な場合は、その理由及び別紙に従った取扱いを行うことができる時期について、甲に申請しなければならない。

2 乙は、前項の規定により甲に申請をした場合は、本基準に従って保護すべき情報を取り扱うために必要な設備等の改修等に関する事業計画を速やかに甲に提出しなければならない。ただし、他の契約により、既に甲に対して事業計画を提出している場合には、その旨を甲に届け出るものとする。

3 前項の事業計画の終期は、令和10年3月31日を超えてはならない。

4 甲は、第2項の規定により提出された事業計画（第2項ただし書の規定により届出があった場合には、その内容）を確認し、防衛装備庁長官と協議を行ったうえでこれを適当と認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

5 乙は、前項の通知を受けた場合には、甲が適当と認めた事業計画が完了するまでの間は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装9246号。21.7.31）の規定を適用することができる。

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準

目 次

第 1	趣旨	p 2
第 2	定義	p 2
第 3	対象	p 5
第 4	情報セキュリティ基本方針等	p 5
第 5	組織のセキュリティ	p 5
第 6	保護すべき情報の管理	p 8
第 7	情報セキュリティ教育及び訓練	p 1 1
第 8	物理的及び環境的セキュリティ	p 1 2
第 9	保護システムについての管理	p 1 5
第 1 0	情報セキュリティ事故等への対応	p 1 5
第 1 1	情報セキュリティ事故等発生時の対応	p 1 7
第 1 2	リスク査定	p 1 8
第 1 3	セキュリティ監査等	p 1 9
第 1 4	防衛省による監査	p 2 0

第1 趣 旨

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）は、装備品等及び役務の調達に係る企業において当該調達に係る保護すべき情報の適切な管理を目指し、防衛省として求める対策を定めるものであり、当該企業は、本基準に則り情報セキュリティ対策を実施するものとする。

第2 定 義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティとは、保護すべき情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (2) 保護すべき情報とは、装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、防衛省が企業に保護を求める情報として指定したものをいう。
- (3) 防衛関連企業とは、保護すべき情報を取り扱う契約相手方企業(団体及び個人を含む。)をいう。
- (4) 取扱者とは、保護すべき情報を取り扱う者として、経営者等が指定した者をいう。
- (5) 情報セキュリティ基本方針等とは、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ実施手順をいう。
- (6) 経営者等とは、防衛関連企業の経営者又は受注案件を処理する部門責任者をいう。
- (7) 下請負者とは、契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（防衛省と直接契約関係にある者を除く。）をいう。
- (8) 情報セキュリティ基本方針とは、本基準に基づき、防衛関連企業が情報セキュリティへの取組の方針を定めたものをいう。
- (9) 情報セキュリティ規則とは、本基準及び情報セキュリティ基本方針に基づき、防衛関連企業が実施する情報セキュリティ対策について定めたものをいう。
- (10) 情報セキュリティ実施手順とは、本基準及びシステムセキュリティ実施要領に基づき、防衛関連企業が保有又は使用する保護システムに対する管理策を定めたものをいう。
- (11) 第三者とは、法人又は自然人としての防衛省と直接契約関係にある者以外の全ての者をいい、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の防衛省と直接契約関係にある者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行うものを含む。

- (12) 保護システムとは、保護すべき情報を取り扱う情報システムをいう。
- (13) 保護システム利用者とは、保護すべきデータに接する必要がある者及び保護システムの運用管理業務に従事する者であって、当該データを保存する領域又はその機器に関わる者をいう。
- (14) 伝達とは、知識を相手方に伝えることであって、有体物である文書等の送達を伴わないものをいう。
- (15) 送達とは、取扱施設の外に所在する者に送り届けることをいい、輸送（社外の事業者との契約に基づき、当該事業者が保護すべき情報を特定の相手方に送達することをいう。以下同じ。）を含む。
- (16) 保護すべき文書等とは、保護すべき情報に属する文書（保護すべきデータが保存された可搬記憶媒体を含む。）、図画及び物件をいう。
- (17) 可搬記憶媒体とは、パソコン又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち可搬型のものをいう。
- (18) 情報システムとは、ハードウェア（サーバ、パソコン、モニタ、携帯端末、プリンタ、スキャナ等を含む。以下同じ。）、ソフトウェア（プログラムの集合体をいい、ファームウェアを含む。以下同じ。）、ネットワーク（暗号化により公衆回線に作られる仮想的な専用ネットワークを含む。）又は記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。
- (19) 悪意のあるコードとは、情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウイルス及びスパイウェア等をいう。
- (20) 情報セキュリティ事象とは、情報セキュリティ事故のおそれ並びに情報セキュリティ事故に至らない情報セキュリティ基本方針等への違反及びそのおそれのある状態をいう。
- (21) 情報セキュリティ事故とは、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故をいう。
- (22) 取扱施設とは、保護すべき情報の取扱い及び当該情報に属する文書等の保管を行う場所として、本基準の規定に従って防衛関連企業が指定する建物又は敷地の一部又は全部をいう。
- (23) 関係施設とは、取扱施設の外側に隣接する場所であって、本基準の規定に基づき防衛関連企業が指定する建物又は敷地の一部又は全部をいう。
- (24) システムログとは、情報システムにおける動作履歴に関する記録をいう。
- (25) 取扱施設等とは、取扱施設及び関係施設をいう。
- (26) ベースライン構成設定とは、保護システムとシステムコンポーネントの構成の把握並びに保護システムの更新及び変更時のベース（基準）となる構成設

定をいう。

- (27) ブラックリストとは、保護システムにインストール又は保護システムで実行してはならないソフトウェアのリストをいう。
- (28) ホワイトリストとは、保護システムにインストール及び保護システムで実行してもよいソフトウェアのリストをいう。
- (29) 保護すべきデータとは、保護すべき情報が電子的な状態にあるものをいう。
- (30) 構成設定とは、情報システムを構成する構成要素（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記憶媒体）の機種、バージョン等及び当該構成要素の機能並びに動作等を制御する設定値を決定することをいう。
- (31) リプレイ攻撃とは、利用者の確認に用いられる認証データの通信を盗聴し得られたデータをそのまま用いてその利用者になりすます方式をいう。
- (32) モバイルコードとは、インターネット等のネットワークを通じて、自動的にダウンロード及び実行されるプログラムをいう。
- (33) 外部ネットワークとは、インターネットその他の防衛関連企業によって管理されないネットワークをいう。
- (34) 機密性とは、認可されていないものに対して、情報を使用不可又は非公開にする特性をいう。
- (35) 完全性とは、情報の正確さ及び完全さを保護する特性をいう。
- (36) 電子政府推奨暗号等とは、電子政府推奨暗号リストに記載されている暗号等又は電子政府推奨暗号選定の際の評価方法により評価した場合に電子政府推奨暗号と同等以上の解読困難な強度を有する秘匿化の手段をいう。
- (37) 管理者権限とは、情報システムの管理（情報システム利用者の登録、削除、及びアクセス制御等）を行うために付与される権限をいう。
- (38) 外部システムとは、防衛関連企業によって管理されないシステム（クラウドサービス事業者によるクラウドサービス、及び請負業者の情報システム等を含む。）をいう。
- (39) ユーザセッションとは、保護システム利用者が実行する各アプリケーションの論理的な経路をいう。
- (40) タイムスタンプとは、電子データの取得、作成等を行った時刻に関する情報をいう。
- (41) 可用性とは、認可されたものが要求したときに、アクセス及び使用が可能である特性をいう。

第3 対 象

1 対象とする情報

対象とする情報は、防衛関連企業において取り扱われる保護すべき情報とする。

2 対象者

対象者は、防衛関連企業において保護すべき情報に接する全ての者（保護すべき情報に接する役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。この場合において、当該者が、自らが保護すべき情報に接しているとの認識の有無を問わない。）とする。

第4 情報セキュリティ基本方針等

1 情報セキュリティ基本方針等の作成及び変更

- (1) 防衛関連企業は、本基準の内容に沿った情報セキュリティ基本方針等を作成し、経営者等の承認を得るものとする。
- (2) 防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等を適切、有効及び妥当なものとするため、定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティ事故が発生した場合は、その都度見直しを実施し、必要に応じて情報セキュリティ基本方針等を変更し、経営者等の承認を得るものとする。
- (3) 防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等を作成又は変更する場合、本基準との適合性に関する防衛省の確認を受けるものとする。

2 情報セキュリティ基本方針等の周知等

- (1) 保護すべき情報の管理全般に係る総括的な責任を負う者（以下「総括者」という。）は、情報セキュリティ基本方針等を取扱者に周知するものとする。
- (2) 防衛関連企業は、情報セキュリティ実施手順を社外の者（契約に係る防衛省の職員を除く。）にみだりに公開しないよう適切に管理するものとする。

第5 組織のセキュリティ

1 経営者等の職責

経営者等は自社の情報セキュリティに係る最高かつ最終的な権限及び責任を有するものとする。

2 経営者等及び取扱者の責務

(1) 取扱者の指定等

ア 経営者等は、取扱者の指定の範囲を業務の遂行上必要最小限度に制限するとともに、次に掲げる事項に合意した者の中からふさわしい者を取扱者に指定するものとする。

(ア) 在職中及び離職後において、業務上知り得た保護すべき情報を、第三者に漏えいしないこと（以下「守秘義務」という。）。

(イ) 守秘義務に違反した場合に法律上の責任を負うこと。

(ウ) 守秘義務の内容を理解し、かつ、承諾すること。

イ 経営者等は、保護すべき情報に係る全ての情報セキュリティの責任を明確にするため、取扱者のうち、ふさわしいと認める者を次に掲げる者に指定するものとする。

(ア) 総括者

(イ) 保護すべき情報及びこれに関連する資産ごとに、それぞれ管理責任を負う者（以下「管理者」という。）

ウ 経営者等は、防衛省との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を取扱者にふさわしい者として認めてはならない。

エ 管理者は、取扱者として指定した個人の氏名、生年月日、所属する部署、役職及び国籍等を記載したリスト（以下「取扱者名簿」という。）を作成又は更新し、取扱者に保護すべき情報を取り扱わせる前に、防衛省の確認を受けるものとする。

オ 管理者は、取扱者の退職、異動、職務内容の変更などの理由により、保護すべき情報にアクセスする必要がなくなった場合は、取扱者名簿を更新するとともに、当該取扱者との面談等により、守秘義務を再確認するものとする。

(2) 保護システム利用者の指定等

ア 経営者等は、保護システム利用者を指定するものとし、その指定の範囲を業務の遂行上必要最小限度に制限するものとする。その際、次に掲げる事項に関し書面による同意を事前に得るものとする。なお、保護システムの利用により、当該利用に対する常時監視、履歴の記録及び監査について同意したものとみなす。

(ア) ログオンする情報システムが、保護すべきデータを取り扱うための保護システムであること。

(イ) 保護システムの利用は常時監視されるとともに、利用履歴が記録され、監査の対象となること。

- (ウ) 保護システムを不正に使用した場合に法律上の責任を問われる可能性があること。
- イ 経営者等は、保護システムに係る全ての情報セキュリティの責任を明確にするため、保護システム利用者のうち、ふさわしいと認める者を次に掲げる者に指定するものとする。
- (ア) 保護システムの運用管理に責任を負う者（以下「保護システム管理者」という。）
- (イ) 保護システム管理者の業務遂行を補佐する者（以下「保護システム担当者」という。）
- ウ 保護システム管理者は、アに規定する保護システム利用者の名簿（以下「保護システム利用者名簿」という。）を作成するものとし、保護システム利用者の退職、異動及び職務内容の変更などの理由により、保護システムを利用する必要がなくなった場合は、保護システム利用者名簿を更新するものとする。
- (3) 情報セキュリティの確保
- ア 経営者等は、情報セキュリティの責任に関する明瞭な方向付け、自らの関与の明示、責任の明確な割当て、情報セキュリティ基本方針等の承認等を通して、自社における情報セキュリティの確保に努めるものとする。また、組織内において、取扱者以外の役員、管理職員等を含む従業員、その他の全ての構成員に対して、取扱者以外の者は保護すべき情報に接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならないことを定めるものとする。
- イ 経営者等は、全ての従業員に対し、情報セキュリティ事故等（情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象をいう。以下同じ。）を発見又は検知した場合は、管理者（保護システムに係る情報セキュリティ事故等にあつては、保護システム管理者又は保護システム担当者を含む。）に直ちに報告するよう義務付け、全ての従業員は、その義務を果たすものとする。
- ウ 経営者等は、情報セキュリティ基本方針等に違反した取扱者に対する対処方針及び懲戒手続を定め、違反が生じた場合には、当該対処方針及び懲戒手続に基づき対処するものとする。
- エ 経営者等は、前2号に規定する者、その他の責任の割当てについて、当該責任を業務の遂行上必要最小限度に分割して割り当て、同一の取扱者に広範な責任を持たせてはならない。ただし、総括者及び管理者については、兼任させることができるものとする。

3 保護すべき情報を取り扱う下請負者

防衛関連企業は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を取り扱う業務を下請負者に請け負わせる場合は、本基準に規定する措置の実施を当該下請負者との間で契約し、当該業務を開始する前に、防衛省が定める確認事項に基づき、当該下請負者において情報セキュリティが確保されることを確認した後、防衛省に申請することとする。ただし、輸送その他保護すべき情報を知り得ないと防衛関連企業が認める業務を請け負わせる場合は、この限りでない。

4 第三者

(1) 第三者の保護すべき情報の取扱い

防衛関連企業は、防衛省の許可を受けずに第三者に保護すべき情報を取り扱わせてはならない。

(2) 第三者との約定からの保護すべき情報の除外

防衛関連企業は、第三者との契約において防衛関連企業の保有又は知り得た情報を伝達、交換、共有又は提供する約定がある場合、約定の対象とする情報から保護すべき情報を除くものとする。ただし、事前に防衛省の許可を得た場合は、この限りでない。

第6 保護すべき情報の管理

1 保護すべき情報の分類

防衛関連企業は、保護すべき情報を他の情報から明確に区別できるよう適切に分類し、厳格に管理するものとする。

2 保護すべき情報の目録の作成等

(1) 目録の作成

管理者は、保護すべき情報を保管した場所、保存した保護システム、可搬記憶媒体等、保護すべき情報の管理状況を記載した目録を作成するものとする。

(2) 目録の更新

ア 管理者は、下記の（ア）から（ウ）までに掲げる措置（以下「接受等」という。）を実施する場合は、保護すべき情報の目録を更新するものとする。

（ア） 保護すべき情報の接受、作成、製作又は複製（バックアップを含む。以下同じ。）

（イ） 保護すべき情報の閲覧又は持ち出し（取扱施設の外に持ち出すことをいい、貸出を含む。以下同じ。）

(ウ) 保護すべき情報の送達、返却、提出又は廃棄

イ 目録には、接受等を行った者の氏名、所属、所在等を記載するものとする。

ただし、保護システムにおける保護すべきデータの閲覧については、システムログの記録により代用することができる。

(3) 目録等の保管

管理者は、保護すべき情報の目録は、不正なアクセス、改ざん、盗難等から保護するため、文書により保存する場合は、施錠したロッカー等（第8第5項第2号の規定により鍵及び解錠キーを厳格に管理するものとする。以下同じ。）により、データで保存する場合には、暗号化により必要な期間保管又は保存するものとする。

3 保護すべき文書等の表示等

(1) 保護すべき文書等への表示

管理者は、保護すべき文書等を作成、製作、収集、整理又は複製（以下「作成等」という。）した場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該文書等が保護すべき情報を含む旨の表示を行うこととし、当該表示は、文書の表紙右上に記載する等、容易に判別可能なものとする。

イ 当該文書等の中で、保護すべき情報が記録された箇所に、下線を引く、枠で囲む、文頭及び文末に括弧を付す等により明示すること。

ウ 当該文書等のうち、保護すべきデータが保存された可搬記憶媒体についても、保護すべきデータを含む旨を外形的に表示すること。

(2) その他の表示

管理者は、封筒又はコンテナ等の容器に保護すべき文書等を格納して保管する場合は、当該封筒、ファイル、コンテナ等の容器の中に保護すべき情報が存在する旨を表示するものとする。

4 保護すべき情報の持ち出し及び送達

(1) 持ち出し及び送達の方法

ア 保護すべき情報の持ち出し及び送達を行う場合は、管理者の許可を得るものとする。

イ 保護すべき情報を持ち出し又は送達する場合は、施錠等により物理的に保護された容器に格納するものとする。

(2) 送達することができる者の制限

管理者は、保護すべき情報を持ち出し及び送達することができる者を

業務の遂行上必要最小限度に制限するものとする。

(3) 持ち出し及び送達の際の表示

ア 保護すべき情報を持ち出し又は送達する場合は、封筒、コンテナ等の容器に、その中に保護すべき情報が含まれる旨を表示しないものとする。

イ 保護すべき情報の送達は、当該情報を受け取ることができる者の氏名等を相手にあらかじめ明示し、直接の手交（郵送の場合にあっては、書留）により、必ずその者によって受け取られるようにするものとする。

5 保護システムにおける可搬記憶媒体の使用制限

管理者は、保護システムにおいて可搬記憶媒体を使用する場合は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 使用できる可搬記憶媒体及びその用途などを記載した目録を作成し、保護システム管理者の承認を得ること。
- (2) 前号に規定する目録は、定期的に、及び保護システムにおいて使用できる可搬記憶媒体、その用途等に変更があった場合など必要があると認められる場合にはその都度精査し、必要に応じ、更新すること。
- (3) 個人の所有する又は所有者若しくは管理者が明確でない可搬記憶媒体を保護システムにおいて使用しないこと。
- (4) 保護システムにおいて可搬記憶媒体を使用することができる者を業務の遂行上必要最小限度に制限すること。
- (5) 可搬記憶媒体の使用が、第1号に規定する目録に従って実施されることを確保するため、保護すべきデータの可搬記憶媒体への複製をソフトウェアにより制御する等の技術上の措置を講じること。
- (6) 第1号の規定により承認を得た可搬記憶媒体の保護システム以外の情報システムへの接続を制限すること。

6 保護すべき情報を記録した媒体の廃棄又は再利用

- (1) 保護すべき文書等（この号において、保護すべきデータを除く。）の廃棄

防衛関連企業は、保護すべき文書等を廃棄する場合は、裁断等確実な方法により廃棄し、保護すべき文書等が復元できない状態であることを点検したうえで、その旨を記録するものとする。

- (2) 可搬記憶媒体の廃棄又は再利用

防衛関連企業は、保護すべきデータの保存に利用した可搬記憶媒体を廃棄する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検

したうえで、可搬記憶媒体を物理的に破壊し、その旨を記録するものとする。また、再利用する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した後に実施するものとする。

(3) 保護システムの廃棄又は再利用

防衛関連企業は、保護システムを廃棄する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検したうえで、記憶媒体を物理的に破壊し、その旨を記録するものとする。また、再利用する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した後に実施するものとする。

(4) 廃棄又は再利用前の点検

ア 管理者は、前各号における点検の記録は、廃棄又はデータ消去を実施した者の氏名、所属及び所在等、実施時刻並びに実施完了の証明となる資料（署名等）について記載又は添付し、文書により保管するものとする。

イ 前各号における点検を実施する者は、廃棄又はデータを復元できなくなった者とは別の者を充てるものとする。

7 保護すべき文書等の防衛省への返却等

(1) 管理者は、契約履行後、防衛省の指示に従い、保護すべき文書等の返却、提出、破棄など必要な措置を講じるものとする。

(2) 防衛関連企業は、契約履行後、当該文書等を引き続き保有する必要がある場合は、その理由を添えて防衛省に協議を求めるものとする。

8 保護すべき文書等の作成等の手順

管理者は、保護すべき文書等の作成等及びその持ち出し、送達、返却及び廃棄に係る手順を定めるものとする。

9 防衛関連の情報を公開する場合の措置

防衛関連企業は、ホームページへの掲載、その他の方法により自社の情報を公開する場合は、当該情報の中に保護すべき情報が含まれていないことを確認するものとする。

第7 情報セキュリティ教育及び訓練

1 防衛関連企業は、取扱者に対し、次の各号に掲げる事項を含む教育及び訓練を1年に1回以上行うものとする。なお、教育及び訓練については、専門性の高い教育項目を含め、外部の知見を活用するなど適切に実施するものとする。

(1) 情報セキュリティの重要性及び意義（情報セキュリティ意識の醸成を

含む。)

- (2) 「need to knowの原則」(「情報は知る必要がある者のみに伝え、知る必要のない者には伝えない」という原則)の確実な履行
 - (3) 情報セキュリティ基本方針等の確実な履行
 - (4) 公私における慎重な行動
 - (5) 悪意のあるコードへの感染、内部不正、情報セキュリティ事象及び同事故等への対処手順
 - (6) 前号に掲げる事項のほか、情報セキュリティ事故等への対処のために必要な事項
 - (7) 第1号から第6号までに掲げる事項のほか、取扱者の役割と責任に応じて必要となる技術的及び専門的な事項
- 2 経営者等は、総括者、管理者、保護システム管理者、保護システム担当者に対しては、前項に掲げる事項に加え、それぞれの職責等に関する教育を行うものとする。
 - 3 管理者は、新たな取扱者の指定、取扱者の異動及び職務内容の変更、保護システムの変更が生じる場合その他必要があると判断する場合に、第1項に規定する教育及び訓練を行うものとする。
 - 4 管理者は、前各項に規定する教育及び訓練の実施に係る状況を記録した文書を作成し保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間が経過するまで保管又は保存するものとする。

第8 物理的及び環境的セキュリティ

1 物理的セキュリティ対策の方針

- (1) 管理責任者(取扱施設等の物理的セキュリティに責任を有する者で、管理者の中から総括者が指定した者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる施設及び情報システム等に対する物理的セキュリティを確保するため、第2項から第4項までに掲げる事項に係る物理的セキュリティの対策の方針を作成するものとする。

ア 取扱施設及び関係施設

イ 取扱施設等の入退を管理するための鍵及び電子錠等の機器(以下「入退機器」という。)

ウ 保護システム

エ 保管された保護すべき文書等

- (2) 管理責任者は、情報セキュリティ事故など物理的な情報セキュリティに

重大な影響を及ぼす事象が発生した場合は、物理的セキュリティ対策の方針を精査し、必要に応じて修正を行うものとする。

2 取扱施設等に対する物理的セキュリティ対策

(1) 取扱施設等の指定

ア 経営者等は、自社のセキュリティ水準を維持する物理的範囲を画定するため、保護すべき情報の取扱施設に加え、関係施設を指定するものとする。

イ 経営者等は、取扱施設内に保護システム（保護すべき情報の保存又は当該情報へのアクセスを可能とする機器に限る。第4項において同じ。）を設置し、当該施設内で保護すべき情報を取り扱うものとする。

ウ 管理責任者は、取扱施設等への立ち入り許可に関する手順を作成し、許可した者の名簿（以下「取扱施設等立入名簿」という。）を作成し、保護システム管理者の同意を得ることとする。

エ 管理責任者は、取扱施設等立入名簿に基づき取扱施設等への立ち入りを許可する証明書を発行するものとし、当該立ち入りを許可する者については、業務の遂行上必要最小限に制限するものとする。

オ 管理責任者は、取扱施設等立入名簿を定期的に見直し、必要に応じて更新するものとする。

(2) 管理責任者は、取扱施設等に対する物理的セキュリティ対策を確保するため、次に掲げる措置を実施するものとする。

ア 取扱施設と関係施設の境界に入退口を設置し、入退管理機器又は警備員等により、入退する者が当該入退を許可された者であることを管理（識別及び認証を含む。以下この号において同じ。）すること。

イ 関係施設の外側境界に入退口を設置し、必要な管理措置により入退者を制限すること。

ウ 取扱施設への入退をIDカードにより管理する場合は、当該入退の記録を電子的に取得すること。

エ 取扱施設への入退を警備員等により管理する場合は、必要に応じて入退する者の所属、氏名、入退の時間等所要の事項を記録簿に記載すること。

オ ウ及びエの規定により取得した記録は、定期的に、及び保護すべき情報等への不正なアクセスの発見に資するなど必要と認められる場合には、その都度精査すること。

カ 取扱施設等において敷地を指定した場合は、十分な高さ及び強度のあ

るフェンス等を設置するなど必要な措置を講じること。

キ 取扱施設の入退をＩＣカードのみで管理する場合は、当該施設の境界を警備員等、センサー装置又は監視カメラによる監視など必要な措置を講じること。

ク 取扱施設においては、当該施設の画像、動画、音声等の情報の収集・通信が可能な機器（携帯電話、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等）の利用（持ち込みを含む。）を制限すること。

- (3) 警備員等は、第２号オの規定により入退に係る記録を精査した場合は、その結果を記録した文書を作成し、管理責任者に報告するものとする。
- (4) 管理責任者は、第２号ウ及びエに規定する入退に係る記録並びに前号に規定する当該記録を精査した結果を記録した文書を保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により契約履行後においても必要な期間保管又は保存するものとする。
- (5) 立入りが許可されていない者による取扱施設への立入りは、管理責任者が承認した場合に限り許可することとし、管理責任者の指定した者が同行して監視するとともに、第２号ウ又はエの措置を行うものとする。

3 入退管理機器に対する物理的セキュリティ対策

管理責任者は、入退管理機器に対する不正なアクセス等を防止及び検知するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 入退管理機器の現状を記録した目録を作成し保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により必要な期間保管すること。
- (2) 前号に規定する目録は、定期的に、及び入退管理機器の変更など必要があると認める場合には、その都度精査し、必要に応じ更新すること。
- (3) 入退管理機器として暗証番号等を併用する場合は、定期的に、及び当該暗証番号等を配布されていた者が、異動等により取扱施設等への立ち入り権限を失うなど必要があると認める場合には、その都度当該暗証番号等を変更すること。
- (4) 入退管理機器として錠を併用する場合は、鍵の紛失など必要があると認める場合に、当該錠を変更すること。

4 保護システムに対する物理的セキュリティ対策

- (1) 保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア及び記憶媒体について、不正な移動、持ち出し等を防止するため、必要な措置を講

じるものとする。

- (2) 保護システムの取扱施設外への持ち出しは、保護システム管理者が管理責任者と調整の上許可することとし、当該持ち出しを行う者が保護システム利用者でない場合は、保護システム管理者の指定する保護システム利用者が同行して監視し、記録するものとする。
- (3) 保護システムに接続された送配線は、関係施設において破壊、情報窃取を防止又は検知できる物理的セキュリティ対策を講じるものとする。
- (4) その他の保護システムに対する管理策については、第8に定めるところによるものとする。

5 保管された保護すべき情報の物理的セキュリティ対策

(1) 保護すべき情報の保管

ア 保護すべき情報を文書等により保管する場合は、取扱施設内の施錠したロッカー等に保管するものとする。

イ 保護すべきデータを保護システムに保存する場合は、第4項第1号に定める措置を行うものとする。

(2) 鍵等の管理

第1号に規定するロッカー等の鍵を保管するのは、管理者（保護システムに関連する場合にあっては、保護システム管理者を含む。以下本号において同じ。）及び管理者が指定した者のみとし、それ以外の者により解錠されることがないように厳格に管理するものとする。

第9 保護システムについての管理策

- 1 防衛関連企業は、自社の保有又は使用する保護システムに、保護すべき情報を適切に取り扱うために必要と認める情報セキュリティ対策を講じるものとする。
- 2 防衛関連企業は、前項の規定に基づき情報セキュリティ対策を講じる際は、本基準及び付紙に規定する管理策を盛り込んだ情報セキュリティ実施手順を定めるものとする。

第10 情報セキュリティ事故等への対応

1 情報セキュリティ事故等対処計画の策定

- (1) 経営者等は、情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象（以下「事故等」という。）の発生に備え、情報セキュリティ事故等対処計画を定めるものとし、総括者は、次に掲げる事故等対処の各段階に対処し得る体制、責任及び手順を定めるものとする。

ア 事故等への対処の準備

イ 事故等の発見及び検知時の報告・連絡要領

ウ 事故等の監視（システム監視を含む。）及び分析

エ 事故等による被害及び影響の抑制並びに局限

オ 事故等に係る証拠の保存及び原因の究明

カ 事故等からの復旧（復旧に要する時間の目標を含む。）

- (2) 情報セキュリティ事故等対処計画においては、前号の規定による対処体制等のほか、次に掲げる事項についての措置を定めるものとする。

ア 保護システム管理者の下にヘルプデスク等を設置し、保護システム利用者に対し、情報セキュリティ事故等に関する必要な情報の提供等を行うこと。

イ 情報セキュリティ事故等の詳細を把握するため、デジタルフォレンジック技術の利用等により必要な情報を収集及び分析すること。

ウ 保護システムを含め、自社のネットワークにおけるすべての情報システムの分析及び精査（システムログの取得及び分析を含む。）を行い、当該情報システム内の構成要素、データ及びアカウント等の中から、悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスなどの情報セキュリティ事故等が発生した原因を特定すること。

エ 情報セキュリティ事故等への対処の要領及び結果（当該事故等に対する分析及び原因究明等の結果を含む。）並びに当該対処により取得した情報等を記録した文書の作成及び保管に関すること。

オ 情報セキュリティ事故等への対処において収集した情報の分析結果を踏まえ、当該対処に係る教訓を取りまとめ、情報セキュリティ教育及び訓練、情報セキュリティ事故等対処計画及び情報セキュリティ事故等対処テストの内容に反映させること。

- (3) 事業継続計画を策定している場合は、当該計画と情報セキュリティ事故等対処計画との整合性を確保するものとする。

2 情報セキュリティ事故等への対処テスト

- (1) 防衛関連企業は、情報セキュリティ事故等に対する保護システムの対処能力の有効性を検証し、潜在的な弱点又は欠陥を発見するため、情報セキュリティ事故等対処テストを定期的の実施するものとする。

- (2) 前号に規定する情報セキュリティ事故等対処テストを実施した場合は、当該テストの結果を記録した文書を作成し、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第 1 1 情報セキュリティ事故等発生時の対応

1 情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合の処置

- (1) 全ての従業員は、情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合は、速やかに管理者（保護システムに係る場合は保護システム管理者）に報告するものとし、管理者は情報セキュリティ事故等対処計画に基づき適切に対処するとともに、その内容及び結果（当該事故等に対する分析及び原因究明等の結果を含む。）並びに当該対処により取得した情報等を記録した文書を作成し、総括者に報告するものとする。
- (2) 保護システム利用者が保護システムの脆弱性を発見又は探知した場合は、速やかに保護システム管理者に報告するものとし、保護システム管理者は、適切な対処を行うとともに、その内容、修正方法を記載した文書を作成し、総括者に報告するものとする。
- (3) 保護システム管理者は、前 2 号の規定により作成した文書は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、契約履行後においても必要な期間保管又は保存するものとする。
- (4) 総括者は、第 1 号及び第 2 号による情報セキュリティ事故等対処計画に基づく対処を行う場合は、同計画に定められた期間内に行うものとする。
なお、当該期間までの改善又は修正が困難と認める場合は、是正計画を作成し、同計画に定められた期間内に修正を実施するとともに防衛省に報告するものとする。
- (5) 防衛関連企業は、保護システムの脆弱性に係る修正を実施する場合は、第 1 2 に規定するリスク査定の結果及び公開されている脆弱性情報データベース等を活用するものとし、当該脆弱性が保護システムのセキュリティに重大な影響を及ぼす場合には、可能な限り速やかに修正を実施するものとする。

2 防衛省への報告

- (1) 総括者は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる情報セキュリティ事故等の報告を受けた場合は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、速やかにその詳細を防衛省（契約担当官等又は防衛装備庁長官が別に定めた部署の職員。以下同じ。）に報告するものとする。
- (2) 総括者は、前号のほか、防衛関連企業の内部又は外部から情報セキュリティ事故等が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘があった場合は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに防衛省に報告するものとする。

- (3) 総括者は、前2号に規定する防衛省への報告については、それぞれ責任者及び連絡担当者等を明示した連絡系統図を含む報告要領を定め、責任者及び連絡担当者等に異動等があった場合にはこれを更新するものとする。
- (4) 総括者は、第1号の規定による情報セキュリティ事故等の詳細の防衛省への報告は、情報セキュリティ事故等対処計画に定められた期間までに、それらの原因（当該情報セキュリティ事故等の原因となった悪意のあるコード等の検体を取得している場合には、当該検体を含む。）及び影響並びにそれらに対する初期的な対処状況について報告するものとする。

第12 リスク査定

- 1 総括者は、保護すべき情報に関連するリスクを特定、分析及び評価するため定期的に、自社の情報セキュリティに重大な変化が生じた場合など必要と認められた場合はその都度、リスク査定を実施するものとする。
- 2 総括者は、前項に規定するリスク査定を実施した場合は、速やかにその結果を記録した文書を作成し、当該文書を経営者等、管理者、保護システム管理者及び保護システム担当者その他の業務の遂行上必要と認める者に周知するものとする。
- 3 総括者は、前項に規定するリスク査定結果を記録した文書について、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。
- 4 総括者は、第1項に規定するリスク査定を実施する場合は、保護すべき情報及び保護システムへの不正なアクセス、開示、使用、改ざん及び破壊等が及ぼす被害、脅威及び脆弱性の程度を複合的に評価するものとする。
- 5 総括者は、前各項の規定によりリスク査定を実施する場合は、保護すべき情報を取り扱う部署の内部のほか、保護すべき情報の保護に影響を及ぼすおそれがあると認める範囲内で、自社の別の部署又は外部の組織（情報システムの運用を請け負う業者等を含む。）におけるリスクを特定、分析及び評価するものとする。

第13 セキュリティ監査

1 セキュリティ監査計画の作成等

- (1) 防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等に基づく措置の実施状況の確認及び有効性の評価を客観的に行うため、監査部門を設置し、同部門には原則として最低1名は監査を受ける部署以外の取扱者を含むものとする。

- (2) 監査部門は、次に掲げる事項を記載したセキュリティ監査計画を作成し、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。

ア セキュリティ監査に関与する者の氏名、所属する部署、役職、権限、責任の内容等

イ セキュリティ監査を実施する日程

ウ 情報セキュリティ基本方針等に基づく措置に係る実施状況の確認及び有効性の評価を行うための手順及び方法

- (3) 前号アの規定によりセキュリティ監査に関与する者に対する保護すべき情報及び保護システムに対するアクセス権限について、総括者は当該セキュリティ監査の遂行上必要な権限を付与するものとする。
- (4) 総括者は、セキュリティ監査を適切に実施するために必要な情報を監査部門に提供し、その情報を利用及び分析させるものとする。

2 セキュリティ監査の実施

総括者は、1年に1回以上及び自社の情報セキュリティに重大な変化が生じた場合など必要と認めた場合に、監査部門に、前項に規定するセキュリティ監査計画に基づくセキュリティ監査を実施させるものとする。

3 セキュリティ監査結果の報告等

- (1) 総括者は、監査部門に、セキュリティ監査終了後、速やかにその結果を記録した文書を作成及び提出させ、当該文書を経営者等、管理者、保護システム管理者及び保護システム担当者その他の業務の遂行上必要と認める者に周知するものとする。

- (2) 総括者は、前号に規定するセキュリティ監査の結果を記録した文書には次に掲げる事項を明記させるものとする。

ア 情報セキュリティ基本方針等に基づく措置の実施状況及び有効性に係る問題点の有無及びその内容

イ アに規定する問題点がある場合は、その改善提案

ウ イに規定する改善提案を踏まえた改善策の実施に必要な期間

- (3) 総括者は、前号イの規定により監査部門から改善提案が示された場合は、当該措置を実施する部門と監査部門との間で協議させたうえで改善策

を決定し、同協議で定められた期間までに当該改善策を実施するものとする。

- (4) 前号に規定する改善策が監査部門との協議の結果、定められた期間内に実施することが困難と認められた場合には、総括者は速やかに是正計画を作成し、同計画に定められた期間内に当該改善策を実施するとともに防衛省に報告するものとする。
- (5) 総括者は、セキュリティ監査計画、セキュリティ監査の結果を記録した文書その他のセキュリティ監査に係る重要な文書は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第14 防衛省による監査

1 監査の受入

防衛関連企業は、防衛省によるセキュリティ対策に関する監査の要求があった場合は、これを受け入れるものとする。

2 監査への協力

防衛関連企業は、防衛省が監査を実施する場合は、防衛省の求めに応じ必要な協力（監査官の取扱施設等への立入り及び監査官による書類の閲覧等への協力）を行うものとする。

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステム
セキュリティ実施要領

目 次

第 1 趣旨	p 2 2
第 2 システムセキュリティ実装計画書	p 2 2
第 3 構成管理	p 2 3
第 4 保護システムの基本的防御	p 2 5
第 5 アクセス制御	p 2 7
第 6 識別及び認証	p 3 0
第 7 通信制御	p 3 2
第 8 システム監視	p 3 4
第 9 システムログ	p 3 6
第 1 0 脆弱性スキャン	p 3 8
第 1 1 バックアップ	p 3 8
第 1 2 システムメンテナンス等	p 3 9

第1 趣 旨

この要領は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）第9に基づき装備品等及び役務の調達における情報システムのセキュリティの確保に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 システムセキュリティ実装計画書

1 システムセキュリティ実装計画書の作成

- (1) 防衛関連企業は、自社の保有又は使用する保護システムについて、セキュリティ基準に規定する措置を適切に実施し、本基準に適合していることを証明する資料として、システムセキュリティ実装計画書を作成するものとする。
- (2) システムセキュリティ実装計画書には、自社の保有又は使用する保護システムに関する次に掲げる文書等を記載又は添付するものとし、同計画は保護システム管理者が作成し、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。

ア 第3第2項第1号に規定するベースライン構成設定

イ 第3第2項第5号に規定するブラックリスト又はホワイトリスト

ウ 第3第4項第1号に規定する構成設定目録

エ 第4第2項第1号に規定する操作手順書

オ 第5第1項第1号に規定するアクセス制御方針

カ 第7第3項第1号及び第2号に規定する保護システムにおけるモバイルコード及びV o I P技術の利用に係る要件

キ 第7第3項第3号に規定する保護システムにおける各種のオフィス機器の利用に係る要件

ク 保護システムのセキュリティを確保するための組織体制図（経営者等、総括者及び保護システム管理者、その他保護システムのセキュリティに責任を有する者の具体的な責任の内容及び範囲を記載するものとする。）

ケ 保護システムのネットワーク構成図

コ 保護すべきデータのデータフロー図

2 システムセキュリティ実装計画書の定期的な確認

保護システム管理者は、保護システムの現状を正確に把握するためシステムセキュリティ実装計画書の内容を定期的に確認することとし、変更する場合は、第1項第2号により、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。

る。

3 システムセキュリティ実装計画書の保存等

保護システム管理者は、システムセキュリティ実装計画書を文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、少なくとも必要な期間保管又は保存するものとする。

4 システムセキュリティ実装計画書の周知

保護システム管理者は、システムセキュリティ実装計画書を作成又は変更した場合は、これを周知するとともに、システム管理業務に従事する者以外にシステムセキュリティ実装計画書を配布又は閲覧させないものとする。

5 システムセキュリティ実装計画書の防衛省への提出等

システムセキュリティ実装計画書を作成した場合及び防衛省からの求めがあった場合は、同計画書について防衛省の確認を受けるものとする。

第3 構成管理

1 セキュリティエンジニアリングの原則の適用

防衛関連企業は、保護システムの設計、開発、導入及び変更する場合において、セキュリティエンジニアリングの原則を適用するものとする。

2 ベースライン構成設定等

- (1) 保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、記憶媒体及びネットワーク（以下「保護システム構成要素」という。）について、次に掲げる要件を満たすために必要なベースライン構成設定を定め総括者の承認を得るものとする。

ア 情報セキュリティ基本方針等に基づく措置が実施可能なものであること。

イ 保護システムのセキュリティを確保するものであること。

ウ 保護システム構成要素の機能及び動作を業務の遂行上必要な最小限度に制限するものであること。

- (2) 保護システム構成要素の構成設定は、ベースライン構成設定に従って保護システム管理者が設定するものとする。

(3) 構成設定の方法

ア 保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定を適切に制御するための手順を定めるとともに総括者の承認を得て、同手順に基づきソフトウェアの導入等を行うものとする。

イ アクセス権限の特定等

- (ア) 保護システム構成要素の構成設定を行うための物理的及び論理的

なアクセス権限は、当該構成設定を行うために必要な最小限度の範囲に限定するものとする。

- (イ) (ア)に規定する論理的なアクセス権限は、構成設定を安全に実施する能力を有し、かつ、に限り使用させることとする。

ウ 必要最小限度の機能等の設定

保護システム構成要素の構成設定は、当該保護システム構成要素の機能等（ポート、プロトコル及びサービスを含む。）及びプログラムのうち、安全でないもの及び必要不可欠な最小限を超えるものを無効化し、その実行を防止するものとする。

(4) 構成設定の精査

保護システム管理者は、定期的に、及び保護システム構成要素の構成設定を新たに実施した場合など必要と認める場合には、保護システム構成要素の構成設定の状況を精査し、ベースライン構成設定に従っていることを確認するものとする。

(5) ブラックリスト又はホワイトリストの作成等

ア 保護システム管理者は、ベースライン構成設定に基づき、個別の保護システム構成要素ごとに、ブラックリスト又はホワイトリストを作成するものとする。その際、保護システム管理業務従事者とそれ以外の保護システム利用者で業務上使用するソフトウェアに違いがある場合は、それぞれに向けたリストを作成することができるものとする。

イ 保護システム管理者は、ブラックリストを作成した場合は、保護システムが当該ブラックリストに掲載されたソフトウェアをインストール又は実行することが不可能となるように設定するものとする。

ウ 保護システム管理者は、ホワイトリストを作成した場合は、保護システムが当該ホワイトリストに掲載されたソフトウェアのみをインストール及び実行することが可能となるように設定するものとする。

エ 保護システム管理者は、定期的に、及び保護システム構成要素に変更が生じた場合など必要と認める場合には、アに規定するブラックリスト又はイに規定するホワイトリストを精査し、必要に応じ、当該リストを更新するものとする。

3 ベースライン構成設定等の変更等

- (1) 保護システム管理者は、保護システム構成要素に係る脆弱性の発見及び修正並びに業務上必要な機能の変化等が生じた場合には、総括者の承認を得て、ベースライン構成設定を変更するものとする。

- (2) 保護システム管理者は、個々の保護システム構成要素において、ベース

ライン構成設定に従うことが不可能又は著しく合理性を欠く等の事情があると認めた場合に、総括者の承認を得て、特別の構成設定を行うものとする。

- (3) 保護システム管理者は、第1号の規定によりベースライン構成設定を変更する場合及び前号の規定により特別の構成設定を行う場合は、当該構成設定が保護システムのセキュリティに及ぼす影響を分析した上で、実施するものとする。

4 構成設定に係る記録及び保存等

(1) 構成設定目録

ア 目録の作成

- (ア) 保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定に係る現状を正確に確認及び証明するための目録（以下「構成設定目録」という。）を作成するものとする。
- (イ) 構成設定目録には、個々の保護システム構成要素ごとに、保護システム管理者が指定した構成設定に責任を有する者の氏名、連絡先等を明記するものとする。

イ 目録の更新

- (ア) 保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定の現状に変化が生じた場合（保護システムにおけるソフトウェアのインストール及びアップデートを行った場合を含む。）は、構成設定目録を更新するものとする。
- (イ) 構成設定目録の内容を定期的に精査し、現状が正確に記載されていない場合は、速やかに目録を更新するものとする。

(2) 構成設定に係る記録

保護システム管理者は、ベースライン構成設定の決定及び変更並びに保護システム構成要素構成設定の実施を記録した文書を作成するものとする。

(3) 目録等の保存等

防衛関連企業は、構成設定目録及び前号により作成した文書を、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第4 保護システムの基本的防御

1 保護システムの領域の確定

防衛関連企業は、保護システム（保護すべき情報の保存又は当該情報への

アクセスを可能とする機器に限る。以下同じ。)における保護すべき情報を取り扱う領域を定め、イントラネット及び外部ネットワークとの境界に物理的又は論理的に制御可能な措置を行うものとする。

2 保護システムの操作手順書の策定

- (1) 保護システム管理者は、保護システム利用者による不適切な操作がセキュリティに悪影響を及ぼすことを防ぐため、保護システムの利用に当たっての手順及びセキュリティ上遵守すべき事項等を明記した操作手順書を作成し、総括者の承認を得るものとする。
- (2) 前号に規定する操作手順書は、保護システム利用者が保護システムを使用する際に参照することができる状態にするものとする。

3 保護すべきデータの暗号化

(1) 暗号化

ア 防衛関連企業が保護システムに保護すべきデータを保存する場合は、当該データの機密性及び完全性を維持するため、当該データを暗号化するものとする。

イ 保護すべきデータを可搬記憶媒体に保存する場合は、当該データの機密性及び完全性を維持するため、当該データを暗号化するものとする。ただし、別に防衛省の指示がある場合には、その指示に従うものとする。

(2) 暗号化の方法

防衛関連企業が保護すべきデータの暗号化など保護システムにおいて使用する暗号は、電子政府推奨暗号等を使用するものとする。ただし、別に防衛省が指示する暗号がある場合は、その指示に従うものとする。

(3) 暗号鍵の管理

防衛関連企業は、前号に規定する暗号の暗号鍵を、自社の管理要領により厳格に管理するものとする。

4 その他

(1) ソフトウェアのインストール及びアップデートの制限等

ア 防衛関連企業が保護システムにおいてソフトウェアのインストール又はアップデートを行う場合は、保護システム管理者は、あらかじめその有効性及び副作用の可能性等を分析及び評価し、必要かつセキュリティ上適切と認められる場合に限り実施するものとする。

イ アに規定する分析及び評価によりソフトウェアのアップデート（パッチ及びアンチウイルスシグネチャを含む。）を実施することが必要かつセキュリティ上適切と認めた場合は、当該ソフトウェアのアップ

データが利用可能となつてから速やかに実施するものとする。

(2) 管理者用機能と利用者用機能の分離

保護システム管理者は、保護システムにおけるアプリケーション等の機能は、管理者用機能と利用者用機能を分離するものとする。

(3) 管理者用機能の不正利用防止

保護システム管理者は、管理者権限を持たない保護システム利用者による管理者用機能の不正利用を防ぐため、アクセス制限や構成設定の実施などの対策を講じるものとする。

(4) 仮想化技術の利用時の対策

保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア又はソフトウェアにおいて、仮想化技術を利用して複数の仮想コンピュータを構築する場合は、当該仮想コンピュータ間でデータの不正な又は意図しない移動を防止する対策を講じるものとする。

(5) 外部システムとの接続制限

保護システム管理者は、保護システムを外部システムと接続する場合は、当該接続及びその使用に係る安全性を検証し、保護システムと外部システムとの接続及びその使用を管理又は制限するものとする。

第5 アクセス制御

1 アクセス制御方針

(1) 防衛関連企業は、保護すべきデータ及び保護システムに対する論理的なアクセス（保護システムへのログオン及び保護システムの個々の機能へのアクセスを含む。以下同じ。）の制御を実施するために必要な措置を定めたアクセス制御方針を作成するものとする。

(2) アクセス制御方針は、保護システム管理者が作成し、総括者の承認を得るものとし、作成に当たっては、保護すべきデータ及び保護システムに対する論理的なアクセス権を有する者を業務の遂行上必要最小限度となるように定めるものとする。

(3) 保護システム管理者は、アクセス制御方針を定期的に、及び情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティ事故が発生した場合には、その都度見直しを実施し、必要に応じてアクセス制御方針を修正するものとし、修正した場合は前号により総括者の承認を得るものとする。

2 アクセス制御方針に基づく管理策

防衛関連企業は、アクセス制御方針に基づき、以下の管理策を行うものとする。

(1) アカウントの管理

ア 保護システム管理者は、保護システムへ論理的にアクセスするための権利（以下「アカウント」という。）について、保護システム担当者のうち、アカウントの設定、変更、削除等（以下「アカウントの管理」という。）を行う者としてふさわしい者（以下「アカウント管理者」という。）をアカウント管理者に指定するものとする。

イ アカウント管理者は、業務の遂行上必要最小限度の機能及び権限となるよう、アカウントの管理を計画し、保護システム管理者の承認を得て実施するものとする。その際、保護システム管理者、保護システム担当者、その他の者ごとに適切なアカウントの範囲を区別し、付与する者は必要最小限度に制限するものとする。

ウ アカウント管理者は、保護システム利用者ごとにアカウントの管理を実施するものとし、アカウントの利用状況（利用者名及び利用開始日時）を記録するものとする。

エ 保護システム利用者の退職、異動及び職務内容の変更などの事由がある場合は、当該保護システム利用者のアクセス権限を変更又は失効させるものとし、アカウント管理者は、事由の発生から定められた時間内に保護システム管理者の承認を得て必要なアカウントの管理を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、当該時間以内に、アクセス権の失効のみ実施するものとする。

オ エの規定により保護システム利用者のアクセス権限を変更又は失効させる場合は、アカウント管理者は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(ア) 保護システム利用者の失効するアクセス権限に関連する識別子（アカウントにあってはユーザIDをいい、保護システムを構成する機器にあってはホスト名等をいう。以下同じ。）及び認証子を無効化させること。

(イ) 当該保護システム利用者の失効するアクセス権限に関連する鍵、IDカード等証明証及びトークン等に加え、保護システムの操作手順書等を返納させること。

(ウ) アカウント失効日時等の記録を行うこと。

カ 保護システム管理者及び保護システム担当者が使用するアカウントなど管理者権限の一部を付与されたアカウントについては、当該権限を使用する必要がある場合にのみ使用させるものとする。

(2) ログオンの管理

ア ログオン試行

保護システム管理者は、保護システムへのログオン試行時に連続して失敗できる上限を定め、それを超えた場合には、当該ログオン試行を行ったアカウントを自動的にロックし、当該ロック時から定められた時間が経過するまで保護システムに対するログオンの再試行が行えないよう設定するものとする。

イ 保護システム利用者が保護システムにログオン試行を行う場合は、パソコンの画面上に不正なログオン試行に有用な情報を表示させないものとする。

(3) ユーザセッションの管理

保護システム管理者は、保護システムにログオンした保護システム利用者のユーザセッションについて、次に掲げる方法により管理を行うものとする。

ア 非アクティブ状態であり続ける時間の上限を設定し、それを超えた場合は、当該ユーザセッションをロックすること。

イ 保護システム利用者が保護システムの置かれた席から離席する際には、当該ユーザセッションをロックさせること。

ウ 当該ユーザセッションをロックした場合の不正なアクセス及びデータの閲覧等を防止するため、パソコンのディスプレイの全面をスクリーンセーバ等により保護すること。

エ 当該ユーザセッションのロックを解除するために、保護システム利用者に対し、第6第1項第2号アに規定する多要素認証を行わせること。

オ 保護システム利用者が、保護システム上でログオフを要求した場合は、自動的に当該ユーザセッションを終了させること。

カ 当該ユーザセッションを終了させる場合には、保護システム利用者が継続実行を設定した計算処理プログラム等を除き、すべてのソフトウェアプログラムを終了させること。

(4) リモートアクセスの管理

ア 保護システム管理者は、保護システムへのリモートアクセスの利用を業務の遂行上必要最小限度に制限するとともに、事前に承認するものとする。

イ アの規定によりリモートアクセスを利用する場合は、当該アクセスを通じた通信を適切に保護するため、保護システム管理者は、次に掲げる措置を実施するものとする。

- (ア) 保護システムへのリモートアクセスに係る通信を暗号化すること。
- (イ) リモートアクセス等を受ける保護システムの境界（プロキシサーバ及びバーチャル・プライベート・ネットワーク（VPN）サーバ等をいう。）を必要最小限度に制限すること。
- (ウ) 保護システムへのリモートアクセスを利用している場合は、同時に当該リモートアクセスに利用するものとは異なる通信経路を利用しないこと。
- ウ 保護システムへのリモートアクセスを利用している際の管理者権限の使用は、事前に保護システム管理者が承認した場合を除き、禁止するものとする。

第6 識別及び認証

防衛関連企業は、保護システムにおける識別及び認証について、アクセス制御方針に基づき、以下の管理策を行うものとする。

1 識別及び認証等の実施

(1) 識別の実施

- ア 保護システム管理者は、アカウント及び保護システムを構成する機器（サーバ、パソコン及び周辺機器を含む。ウにおいて同じ。）に対し、識別可能な識別子を付与し、保護システム管理者が承認をするものとする。
- イ アに規定する識別子を当該保護システムにおいて有効化する場合は、機密性に配慮した方法で設定するものとする。
- ウ アに規定する識別子を他のアカウント及び保護システムを構成する機器に対し再使用してはならない。ただし、当該識別子の使用を終えた日から定められた期間を経過した場合にはこの限りでない。
- エ アに規定する識別子が保護システムにおいて定められた期間以上使用されなかった場合は、当該識別子を無効化するものとする。
- オ 保護システム利用者の代理として動作するプロセスを識別するものとする。

(2) 認証の実施

- ア 保護システム管理者は、保護システム利用者が第5第2項第1号の規定により付与されたアカウントで保護システムにログオンする場合は、本人だけが知る要素（以下「知識要素」という。）、本人だけが所有する要素（以下「所持要素」という。）及び本人の持つ生体的要

素（以下「生体要素」という。）のうち複数の異なる要素を保持すると認められた者のみを許可（以下「多要素認証」という。）するものとする。

イ 保護システム利用者が保護システムに対し、リモートアクセスによりログオンする場合は、アに規定する多要素認証をリプレイ攻撃に耐性のある方式で行うものとする。

ウ アに規定するログオンを認証する場合は、当該ログオンに使用される機器が、前号アの規定により識別子を付与された機器であることを識別するものとする。

エ 保護システム利用者の代理として動作するプロセスが保護システムに対しアクセスする場合は、当該プロセスが前号オの規定により識別されたプロセスであることを認証するものとする。

(3) パスワードによる認証の実施

ア 保護システム管理者は、第1号アに規定するアカウントのユーザIDに係る初期パスワードを保護システム利用者に割り当てる場合は、容易に推測されず、かつ、アカウントごとに異なるパスワードを割り当てるものとする。

イ アに規定する初期パスワードを保護システム利用者に配布する場合は、機密性に配慮した方法により行うものとする。

ウ 保護システム利用者が初期パスワードを使用した認証により保護システムにログオンした場合は、直ちに当該パスワードを変更させるものとする。

エ 保護システム利用者が作成又は変更するアカウントのユーザIDに係るパスワードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 大文字英字、小文字英字、数字及び特殊文字をそれぞれ1文字以上使用した14文字以上であり、容易に推測されないものであること。

(イ) 定められた期間以内に変更すること。

(ウ) 世代にわたって同じパスワードを使用しないこと。

(エ) 紙等への記載又は記憶媒体への保存（オに規定する場合を除く。）が行われていないこと。

オ 保護システムへのログオンに使用されるパスワードを認証するため、当該保護システム内において保存又は伝送する必要があるパスワード情報は、他の者が容易に複合できない方式を用いて保存又は伝送するものとする。

カ 保護システム利用者が作成したパスワードを忘失した場合は、当該パスワードを無効化するとともに、当該保護システム利用者に対し、アの規定により初期のパスワードを配布するものとする。

2 識別及び認証におけるその他の留意事項

- (1) 保護システム管理者は、その他の認証子による認証について、適切な機器等（ＩＤカード、ＩＤカードリーダー、トークン及び生体認証機器を含む。以下同じ。）を使用することにより、十分な強度を確保するものとする。
- (2) 保護システム管理者は、前号に規定する機器等は、不正なアクセス等から保護するため、厳格に管理するものとする。
- (3) 保護システム管理者は、第１号に規定する機器等を紛失又は破損等により交換する場合は、保護システムにおいて、当該機器等による認証を無効化するものとする。

第７ 通信制御

1 通信の制御

- (1) 防衛関連企業が保護システムと外部ネットワークとの通信を行う場合は、プロキシサーバ、インターフェイス（ゲートウェイ、ルーター及びファイアウォール等）を設置し、必ず当該機器を経由する通信を行うものとし、当該機器は許可された通信以外は拒否するよう設定するものとする。
- (2) インターネットなど不特定多数の者がアクセス可能なウェブサーバ等を保有する場合は、当該ウェブサーバ等を含むサブネットワークを設置するものとし、リモートアクセスを実施する場合には、リモートアクセスを管理するインターフェイスを設置するものとする。

2 通信データ及び通信セッションの保護

(1) 保護すべき情報の通信制限

ア 防衛関連企業が保護すべきデータの通信を行う場合は、セキュリティが確保され、かつ、業務の遂行上必要最小限度の範囲に制限するものとし、防衛省からの許可を得た場合を除き、保護システム以外の情報システムとの間における保護すべきデータの通信を行わないものとする。

イ 保護すべきデータの通信を行う場合は、第４第３項第１号の規定により暗号化されたデータにより行うか、当該データを転送する通信経路を暗号化しなければならない。ただし、漏えいのおそれがないと認め

られる取扱施設内において、送配線（有線）等により通信が行われる場合は、この限りでない。

(2) 通信セッションの保護

ア 保護システムを利用した通信のセッションの終了時又は当該セッションが非アクティブ状態で定められた期間を経過した場合は、当該セッションに関連するネットワーク接続を全て終了させるものとする。

イ 保護システムと外部ネットワークにおける通信のセッションにおいては、なりすましによる攻撃等を防止するため、電子証明書等の方法により、通信先が意図した相手であることを確保するものとする。

3 通信機能の利用制限

(1) モバイルコード

ア 保護システム管理者は、モバイルコードが悪意のある者により利用されたときの保護システムに与える被害を考慮し、保護システムにおける利用の要件を定めるものとする。

イ 保護システムにおけるモバイルコードの利用は、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可については、保護システム管理者が承認をするものとする。

(2) IPネットワークによる音声伝達技術（以下「V o I P技術」という。）

ア 保護システム管理者は、V o I P技術が悪意のある者により利用された場合の保護システムに与える被害を考慮（通話内容の改ざん及び漏えい等を防ぐための通信経路の暗号化を含む。）した、保護システムにおける利用の要件を定めるものとする。

イ 保護システム管理者は、保護システムにおけるV o I P技術は、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可に当たっては、保護システム管理者が承認をするものとする。

(3) オフィス機器

ア 保護システム管理者は、保護システムに接続された電子ホワイトボード、ネットワークカメラ等の各種のオフィス機器等が悪意のある者により利用された場合の保護システムに与える被害を考慮し、次に掲げる事項を含めた保護システムにおける利用要件を定めるものとする。

(ア) 当該機器に対するリモートアクセスによる起動及び操作を禁止すること。

(イ) 当該機器が起動している場合には、外形的に明らかな表示を行うこと。

イ 保護システム管理者は、保護システムに接続されたオフィス機器等の利用は、当該利用の都度、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可に当たっては、保護システム管理者が承認をするものとする。

第8 システム監視

1 システム監視の実施

防衛関連企業は、保護システムにおける不正なアクセス及び変更、アカウント及び権限の不正な使用、不正な通信並びに悪意のあるコード等（以下「不正なアクセス等」という。）の検知に必要な情報の収集を行うための機器の設置、ソフトウェアのインストール等を実施し、次に掲げる事項について保護システムの内部及び外部境界に対する監視（以下「システム監視」という。）を実施するものとする。

- (1) 不正な相手方又は方法等によるアクセス
- (2) 権限（管理者権限を含む。）の不正な使用
- (3) 内部及び外部との不正な通信
- (4) 悪意のあるコードの侵入

2 システム監視の実施方法

(1) システム監視の実施に係る共通事項

ア 防衛関連企業がシステム監視を実施する場合は、システム上の挙動を常時監視するとともに、第9第1項の規定により作成されたシステムログの分析結果を利用するものとする。

イ システム監視により不正なアクセス等を検知した場合は、保護システム管理者及び保護システム担当者にアラートが発せられるよう、保護システムを設定するものとする。

ウ 保護システムに対する不正なアクセス等のリスクの増大又はその兆候等が認められる場合には、必要に応じ、システム監視のレベルを引き上げるものとする。

(2) システム及び通信の監視方法

ア 防衛関連企業が第1項第3号に掲げる不正な通信に対するシステム監視を実施する場合は、次に掲げる事項に対する常時監視を行うものとする。

- (ア) 保護システムの内部及び外部との間における双方向の通信トラフィック
- (イ) 不正なローカル接続、ネットワーク接続、リモート接続及びリ

モートアクセス

イ 悪意のあるコードの検知

- (ア) 第1項第4号に掲げる悪意のあるコードの侵入の監視は、保護システムを構成するサーバ及びパソコンにおける悪意のあるコードを検知するためのソフトウェア（以下「検知ソフトウェア」という。）として、ウイルス定義を用いたパターンマッチング手法のほか、未知の脅威に対応するためのヒューリスティックエンジン等の高度な手法を活用可能なソフトウェアをインストールするものとする。
- (イ) ウイルス定義及び検知ソフトウェアのアップデート版が提供された場合において、第4項第1号に規定する分析及び評価によりそれらのアップデートを実施することが必要かつ適切と認められるときは、速やかにアップデートを行うものとする。
- (ウ) 悪意のあるコードを検知するため、保護システムに対する検知ソフトウェアによるフルスキャンを定期的の実施するものとする。なお、一定の期間以上電源の切断された状態にあるサーバ又はパソコン等については、再度の電源投入時に当該処置を実施するものとする。
- (エ) 検知ソフトウェアにより、保護システムにおけるファイルのダウンロード、開封及び実行等の都度、当該ファイルに対し、悪意のあるコードを検知するためのリアルタイムスキャンを実施するものとする。

3 不正なアクセス等を検知した際の対応

保護システム管理者が第2項第1号イに規定するアラートを受けた場合又は検知ソフトウェアにより悪意のあるコードを検知した場合は、検知ソフトウェアによる誤検知の可能性を検証し、その結果を踏まえ、検知された悪意のあるコードを含むファイル等のブロック、隔離若しくは削除又はそれらを適切に組み合わせた措置を実施するものとする。

4 システム監視により取得した情報の利用及び保管

- (1) 防衛関連企業は、システム監視により取得した情報を情報セキュリティ事故等への対処などに利用するものとし、保護システム管理者は、取得した情報を関係部署等に通知するものとする。
- (2) システム監視により取得した情報に対する不正なアクセス、改ざん及び消去等を防ぐため、当該取得した情報は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必

要な期間保管又は保存するものとする。

第9 システムログ

1 システムログの取得及び分析

(1) システムログの取得

ア 防衛関連企業は、保護システムにおける不正な操作や通信を探知するため、次に掲げる事項に係る記録をシステム上で自動的に取得するものとする。

(ア) 保護すべきデータへの動作の内容

(イ) 保護システム利用者ごとの操作内容

イ 保護システム担当者はアに規定するシステムログのほか、保護システムにおける不正な操作や通信を探知するために必要となるシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法を決定し、保護システム管理者の承認を得るものとする。

ウ ア及びイに規定するシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法は、保護システムにおいて取得可能であることを事前に検証するものとし、生成困難である場合は、当該保護システムにおいて実施可能な監視手法の再設計を検討するものとする。

エ システムエラー等によりシステムログの取得に失敗する場合に備え、当該失敗の影響の低減及び復旧等に係る対策をあらかじめ定めるものとし、取得に失敗した場合は、保護システム担当者等必要な者に対しアラートを発するとともに、ウに規定するの措置を行うものとする。

オ ア及びイに規定するシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法は、定期的に精査し、必要に応じて変更するものとする。

(2) システムログの分析

ア 保護システム管理者は、定期的にシステムログの分析を実施するものとし、分析を行う場合は、保護システム構成要素から取得したシステムログを集約し、全体的かつ横断的な分析を行うものとする。

イ システムログの分析の方法は、次に掲げる要件を考慮して選択し、保護システム管理者の承認を得るものとする。

(ア) 異常と認められる状況の発見に資すること。

(イ) 過去の情報セキュリティ事故等との類似性等の発見に資すること。

ウ システムログの分析及び分析結果の報告をサポートするため、保護システムに報告書生成機能を持たせるものとする。

エ システムログの分析を行った場合は、その結果を記録した文書を作成し、速やかに総括者及び保護システム管理者その他必要な者に報告するものとする。

オ エに規定するシステムログの分析に係る結果を記録した文書の作成においては、システムログの内容（時刻の順序を含む。）を変更しないものとする。

2 システムログの管理

- (1) 保護システム管理者は、システムログの取得及び分析に関わる保護システムの設定を行うために必要なアクセス権限を、必要な者に限定して付与するものとする。
- (2) システムログ及びその分析の結果の記録は、文書等の場合は、施錠したロッカー等により、電子データを保護システムに保存する場合は、保護システム管理者及び保護システム担当者以外にアクセスされないよう設定することにより、必要な期間保存又は保管するものとする。
- (3) 保護システム管理者は、前号の規定により保存又は保管しているシステムログについて、定期的に改ざん又は削除等が行われていないか確認するものとする。

3 システムログに付与するタイムスタンプ

- (1) 保護システム管理者は、システムログに対し、保護システムの内部におけるシステムクロックを使用して、タイムスタンプを付与するものとする。
- (2) システムログのタイムスタンプは、日本標準時（J S T）を基準とした時刻表記で統一するものとする。これにより難しい場合は、協定世界時（U T C）又はグリニッジ標準時（G M T）を基準とした時刻表記で統一するものとする。
- (3) タイムスタンプに使用するシステムクロックの同期は、保護システムに外部の権威ある機関が運営するN T Pサーバ等から得られる日付及び時刻と同期する機能を持たせるものとする。

4 システムログを取得するツールの保護

保護システム管理者は、システムログを取得するツールを、不正なアクセス、改ざん又は削除から保護するものとする。

第 1 0 脆弱性スキャン等

1 脆弱性スキャンの実施

- (1) 保護システム管理者は、保護システム全体に対する脆弱性スキャンを定期的に行い、その結果を分析するものとする。
- (2) 保護システム管理者は、社内からの脆弱性情報に加え、情報セキュリティに係る専門的な外部機関（以下「情報セキュリティ機関」という。）が発信する脆弱性情報等セキュリティに係る注意喚起及び助言等の情報を継続的に収集するものとし、当該脆弱性が保護システムに対し影響を与える可能性があるものと認められる場合に、保護システム全体に対し当該脆弱性に係る脆弱性スキャンを実施し、その結果を分析するものとする。
- (3) 保護システム管理者は、前 2 号による分析の結果を記載した文書を作成するものとし、脆弱性が特定された場合は、本基準第 1 1 第 1 項第 4 号及び第 2 項第 1 号の措置を行うものとする。

2 分析結果等の利用

- (1) 保護システム管理者は、自社における保護システム以外の情報システムにおける脆弱性の発見及び修正等に資するため、脆弱性スキャン結果の分析など脆弱性発見に資する情報を自社の必要な者及び組織に共有するものとする。
- (2) 保護システム管理者は、社内又は前項第 2 号の情報セキュリティ機関から収集した情報に基づき、保護システム担当者、保護システム利用者（保護システムを利用する下請負者を含む。）等に対し、適切なセキュリティに係る注意喚起及び助言等を行うものとする。
- (3) 保護システム管理者は、前 2 号により脆弱性が特定された場合は、定められた時間内に特定された脆弱性を修正するものとする。

第 1 1 バックアップ

- 1 保護システム管理者は、保護システムのサーバ及びパソコンに保存している全ての保護すべきデータ（防衛省が提供した保護すべきデータを除く。）及び保護システムにおけるシステムデータについて、定期的にバックアップを行うものとする。
- 2 前項の規定によりバックアップされたデータは、少なくとも次回のバックアップの完了まで保存するものとする。
- 3 バックアップは、自社が定めた保護システムの目標復旧時間に応じた頻度で行うものとする。
- 4 保護システム管理者は、第 1 項の規定によりバックアップされたデータの

機密性、完全性及び可用性を保護するものとする。

- 5 保護システム管理者は、バックアップに関する手順を定めるものとする。

第12 システムメンテナンス等

1 システムメンテナンス等の計画

- (1) 保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等（保守、点検、診断、修理、整備及びアップグレードを含む。以下同じ。）を定期的に、及び必要な場合にはその都度行うものとする。
- (2) 保護システム管理者は、次に掲げる事項を定めた計画（以下「システムメンテナンス等計画」という。）を管理責任者と調整の上作成し、総括者の承認を得るものとする。

ア メンテナンス等を実施する人員

イ メンテナンス等の対象（保護システムにおけるソフトウェア、ハードウェア及びファームウェアを含む。）

ウ メンテナンス等の内容（メンテナンス等を使用される機器及びツールを含む。）

エ アからウまでに掲げるほか、第2項及び第3項に規定する措置を実施するために必要な事項

- (3) 保護システムを取り外す場合、取扱施設の外に持ち出す必要がある場合又は保護システム等に対しネットワークを経由したメンテナンス等（以下「リモートメンテナンス等」という。）を実施する必要がある場合は、保護システム管理者は、前号による承認を得るとともに、あらかじめ当該保護システム等に記録された保護すべき情報を削除又は移動させるなど必要な措置を講じ、システムメンテナンス等計画にその旨を記載するものとする。

2 システムメンテナンス等の実施

保護システム管理者は、システムメンテナンス等計画に従って、保護システムのメンテナンス等を実施するものとする。

(1) 人員の指定

ア 保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等を実施することができる人員を保護システム利用者のうちから業務の遂行上必要最小限度に制限したうえで、指定するものとする。

イ 保護システム利用者以外の者によるメンテナンス等を実施する必要がある場合は、保護システム管理者が前項第2号による承認を得て実施させるものとし、メンテナンス等の完了後、直ちに当該人員による保護システム及び取扱施設へのアクセスを含むメンテナンス等への関与

を終了させるものとする。

(2) ツールの検査

保護システムのメンテナンス等の実施に当たっては、保護システム管理者が承認した適切な検査されたツール（診断ツールやテストプログラムが保存された記憶媒体を含む。）のみを使用させるものとする。

(3) システムへのアクセスの認証等

ア 保護システムのメンテナンス等を実施する人員が保護システムにアクセスする必要がある場合は、当該人員に対し多要素認証を求めるものとする。

イ 保護システムのメンテナンス等に使用する機器は、システムメンテナンス等計画に記載された機器と同一であることを識別するものとする。

(4) システムメンテナンス等の監督等

ア 保護システムのメンテナンス等を実施する場合は、保護システム管理者は保護システム利用者の中から技術的な知見を有する者を監督者として指定し、監督結果を管理責任者及び保護システム管理者に速やかに報告させるものとする。

イ アにより指名された監督者は、保護システムのメンテナンス等を実施する者とともに現場に所在（リモートメンテナンス等の場合はネットワークを経由）して、メンテナンス等の実施状況を監督するものとする。

ウ システムメンテナンス等の実施状況の監督に当たっては、第9に規定するシステムログの取得及び分析を実施するものとする。

(5) 保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等を実施する前に、メンテナンス等により影響を受けることが予測される事象についてのセキュリティ対策を実施し、メンテナンス等の終了後、当該セキュリティ対策がメンテナンス等の実施前と同様に適切に機能していることを確認するものとする。

3 システムメンテナンス等の記録

(1) 前項第4号アにより指定された監督者は、メンテナンス等を実施した日時、事業者の名称及び所在、人員の名簿（国籍等を記載）、実施の対象及び内容等の記録を文書により作成し、管理責任者及び保護システム管理者の確認を得るものとする。

(2) 前号に規定するシステムメンテナンス等の結果を記録した文書を、文書により保存する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場

合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

日米了解事項覚書に関する特約条項

(日米覚書の遵守)

第1条 乙は、この条項に定める事項のほか、「日本国防衛庁と合衆国国防省との間の（装備品等システム名）の日本国における取得及び精算に関する了解事項覚書」（以下「日米覚書」という。）に定められた事項を遵守して、契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行後においても引き続き、日米覚書に定められた事項について遵守しなければならない。

(技術資料等の管理)

第2条 乙は、日米覚書により、提供を受け又は取得する技術資料及びその関連資料（情報を含む。）並びに製品（以下「技術資料等」という。）を、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(技術資料等の第三国等への移転禁止)

第3条 乙は、技術資料等を、第三国及び下請負者を除く第三者（以下「第三国等」という。）に販売、譲渡又は使用その他の移転を行ってはならない。

(技術資料等の目的外使用の禁止)

第4条 乙は、技術資料等を、甲の承認を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

(表示の付与)

第5条 乙は、日米覚書により提供を受けた技術資料又は図面により品目に表示を付することとなっているものについては、これに従い適切な表示を行うものとする。

(企業等への立入)

第6条 乙は、日米覚書により、米国政府の職員（米国政府から権限を与えられたものを含む。）から乙又はその下請負者の工場等への立入りの申出があった場合には、甲と調整のうえこれに協力するものとする。

(工場等の保全)

第7条 乙は、日米覚書に基づき、提供を受けた技術資料等により製造を行う工場等について当該覚書を遵守するに必要な措置を講ずるものとする。

(資料等の還元)

第8条 乙は、製造に際し、製造方法の変更及び技術改善等を行った場合には、技術資

料及び技術上の知識等について、甲に申し出るものとする。

(特許権等の侵害の禁止)

第9条 乙は、日米覚書により提供を受けた技術資料に第三者が所有する特許権、著作権又は技術上の知識等が含まれている場合は、これらの権利を侵害してはならない。

(事故発生時の措置)

第10条 乙は、技術資料等の第三国等への移転など、この条項に定める事項に関し事故が発生し又はそのおそれがある場合は、適切な処置をとるとともに、速やかに甲に報告するものとする。

(管理規定)

第11条 乙は、この条項に定める事項を確実に遵守するため、管理規定を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、管理規定が既に、甲の確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

2 前項の管理規定には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 管理責任者及び取扱者の任命方法及び責任範囲
- (2) 技術資料等の送達及び保管等に関する措置
- (3) 技術資料等を第三国に移転しないための措置
- (4) 技術資料等を契約の目的以外に使用及び利用しないための措置
- (5) 技術資料等により製造を行う工場等の保全措置
- (6) その他必要な事項

3 本条第1項の規定は、乙が甲の確認を受けた管理規定を変更する場合に準用する。

(下請負者に関する措置)

第12条 乙は、この契約に関し下請負者がある場合は、乙と下請負者の間で第2条以下に定める事項に準じて取り決めを行うものとし、この取り決めには乙と下請負者との契約が完了した後も、引き続き当該事項を遵守させる内容を含むものとする。

2 乙は、前項の取り決めを行った場合は、取り決めた文書を速やかに甲に提出し確認を受けるものとする。ただし、その取決め文書が既に確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

(開発経費の支払等)

第13条 日米覚書により、開発経費（円建て）の支払を伴う契約については、別に定めるところによるものとする。

特定費目の代金の確定に関する特約条項

(特定費目の代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金のうち、別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項に定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(実績額の報告)

第2条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書（特定費目のみ）を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前項の規定による実績額報告書の提出期限は、別に示す。

3 前項の提出期限までに実績額が確定しないと予想される場合においても乙は、確定している特定費目につき第1項の例により、実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて当該提出期限までに甲に提出しなければならない。この場合においては実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定)

第3条 乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という）の合計額の確定については次の各号によるものとする。

(1) 実績額の合計額が特定費目の金額に達しない場合、当該差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって乙に支払う代金として確定する。

(2) 実績額の合計額が特定費目の金額と等しい場合、契約金額をもって乙に支払う代金として確定する。

(3) 特定費目が外貨建てのものであって、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額を超える場合、超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について為替差損を乙の負担としないことを基本として甲乙協議し、原則として契約金額の範囲内において、措置するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による契約金額から減額した金額をもって代金を確定する

場合は、契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとし、実績額が特定費目の金額を超える場合は、前項の協議の結果をまって所要の措置をとるものとする。

(代金の確定等の特例)

第4条 甲は、第2条第3項の規定による実績価格報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については、甲が適当と認める金額を確定した金額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先立ち、その措置について協議するものとする。

実績額を証する書類（外貨建ての場合）

1 C & F 価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売業者を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸出業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの）並びに船会社航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券、航空貨物運送状

2 機能及び寸法検査費用（再梱包費用を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費用を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

3 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

4 為替相場

外国為替公認銀行が対外支払勘定の円貨による決済金額請求の際発行する計算書類

5 その他甲が必要と認める書類

特別防衛秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（第9条第1項において単に「ガイドライン」という。）に定めるところにより秘密保護の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により特別防衛秘密の表示のある特別防衛秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は特別防衛秘密の指定のある特別防衛秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、特別防衛秘密及び米国政府の標記を付し、書面をもって送達するものとする。

(特定資料の保護措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保護措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、特別防衛秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(特別防衛秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに特別防衛秘密、米国政府、登録番号等の表示を付さなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社（工場）内における特別防衛秘密の保護を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは着工の日まで）にガイドラインに基づき、秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領（以下「秘密保全規則等」という。）を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、秘密保全規則等が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

3 第1項の規則には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

- (1) 保管責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲
- (2) 秘密区分の標記の表示方法
- (3) 特別防衛秘密の保管及び取扱いのため必要な簿冊の整備
- (4) 社（工場）内における立入禁止に関する措置
- (5) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の製作、複製及び写真撮影に関する手続及び方法
- (6) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返却に関する手続及び取扱方法
- (7) 特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項
- (8) 非常の場合の措置
- (9) 特別防衛秘密の漏えい、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置
- (10) その他必要な事項
(特定資料の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上特別防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

（下請負）

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保護の手段等を記した書面を添えて甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により、下請負を行う場合において、下請負者は、本省の契約担当官等と秘密保持に関する規程を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他特別防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する本省の契約担当官等との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を受託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

（契約の解除）

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責めに帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(特別防衛秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由（第10条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

特定秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特定秘密の保護に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインの定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下総称して「従業者」という。）、下請負を行う場合においてはその相手方（複数の段階で下請負が行われる場合の当該下請負先を含む、以下同じ。以下「下請負先」という。）の従業者その他特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（以下「令」という。）第12条第1項第1号の規定に基づき防衛大臣が指名した特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）が乙の求めにより特定秘密を記録する文書、図書、電磁的記録若しくは物件（以下「特定資料」という。）又は特定秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件（以下「特定物件」という。）を取り扱う場所への立入りを許可した者の故意又は過失により特定秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(交付・保有)

第2条 特定秘密管理者は、特定資料又は特定物件（以下「特定資料等」という。）を乙に保有させ、又は交付するときは、当該特定資料等を乙に保有させ、又は交付する旨を記載した文書を添えて、保有させ、又は交付するものとする。

2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

- (1) 秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第21条第3項第1号において同じ。） 米国政府
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1

条（ii）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第21条第3項第2号において同じ） NATO SECRET

- (3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第3号において同じ。） 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第21条第3項第4号において同じ。） 豪州政府
- (5) 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第21条第3項第5号において同じ。） 英国政府
- (6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第6号において同じ。） インド政府
- (7) 伊国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第7号において同じ。） 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第2条（a）に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したものをいう。第21条第3項第8号において同じ。） 韓国政府

（乙の秘密保全規則の変更の際の許可等）

第3条 乙は、審査を実施した者の審査を受けた令第14条に規定する規程（以下「秘密保全規則」という。）並びに特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「業務管理者」という。）、特定秘密の保護に関する教育の内容及び特定秘密の保護のために必要な施設設備（以下「施設設備」という。）の状況に変更がある場合には、あらかじめ、変更に関する資料の審査を実施した者に提出し、その承認を得なければならない。

2 乙は、毎年、審査を実施した者が指示する時期に、令第14条に従って講じた措置の内容を、報告しなければならない。

（業務管理者の責任）

第4条 乙は、業務管理者に、特定秘密の表示その他の特定秘密の保護を適切に管理す

るための措置を講じさせなければならない。

(従業者に対する特定秘密の保護に関する教育)

第5条 乙は、従業者に対し特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。

2 乙は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる従業者に対する前項の教育については、当該特定秘密の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。

3 乙は、第1項の教育を特定秘密の取扱いの業務を行う従業者が少なくとも年1回受講できるよう実施しなければならない。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施することを妨げない。

(従業者の範囲の決定)

第6条 乙は、秘密保全規則等に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の範囲を決定するに当たっては、従業者個人単位で行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。

2 乙は、前項で決定した従業者の範囲を、この特約条項締結後、特定秘密を取り扱う前に、特定秘密管理者に報告しなければならない。

3 乙は、第1項の従業者の範囲を変更するときは、あらかじめ、特定秘密管理者に報告しなければならない。

(適正評価の事務)

第7条 乙は、その従業者について、防衛大臣が行う適性評価（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（以下「法」という。）第12条第1号の適性評価をいう。以下同じ。）に関し、属紙「適性評価に関する特約条項」に規定する事務を行うものとする。

(従業者への周知)

第8条 乙は、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は特定秘密を保有するときは、当該特定秘密を取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

(特定資料等の保護措置)

第9条 乙は、特定資料等を当該特定秘密を取り扱う従業者以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料等を供覧してはならない。

3 乙は、主たる契約に別途定められている場合を除き、特定資料等を作成しようとするときは、あらかじめ、特定秘密管理者の許可を得なければならない。

4 前項の場合、乙は、実施の細部について特定秘密管理者と協議し、特定秘密管理者

又はその指名する者の立会いのもと行わなければならない。

5 乙は、特定資料等を作成したときは速やかにその旨を特定秘密管理者に書面により報告するとともに、特定秘密管理者より必要な指示を受けるものとする。

6 乙は、特定資料等の作成において完成に至らなかったものについては、特定秘密管理者の指示に従い、特定秘密管理者に引き渡し、又は特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

(下請負先への交付及び伝達の承認)

第10条 乙は、特定資料等の交付、又は特定秘密の伝達を、甲との間における法第5条第4項又は法第8条第1項に規定する契約（以下「保全契約」という。）を締結した下請負先であって、当該保全契約に基づき当該特定秘密を保有することができ、又は交付を受けることができる者（以下「特定秘密取扱事業者」という。）以外の者に行ってはならない。

2 乙は、特定秘密取扱事業者に特定資料等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

3 前項の規定に基づき交付する特定資料等を返却させる場合には、乙は、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け、業務管理者に当該特定資料等の返却の時期を明示させるものとする。

(運搬の方法)

第11条 特定資料等を運搬するときは、乙は、当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の中から指名した従業者に携行させるものとする。

2 乙は、前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の指示に従うものとする。

(交付の方法)

第12条 乙は、特定資料等を交付するときは、受領書等に、名宛人又はその指名する者（第10条第2項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって、当該特定秘密を取り扱う者に限る。）の受領印の押印を受けるなど、受領の記録を残すものとする。

2 特定資料等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第13条 乙は、特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることをできないように封筒若しくは包装を二重にして封かんするものとする。

(物件の包装等)

第14条 乙は、特定秘密である情報を記録する物件、又は特定物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

(電気通信による交付)

第15条 乙は、特定資料（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。ただし、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付はしてはならない。

(特定資料等の接受)

第16条 乙は、封かんされている特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画は、名宛人又はその指名する従業者（当該特定秘密を取り扱う者に限る。）でなければ開封させてはならない。

(伝達の方法)

第17条 乙は、特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、特定秘密の伝達を電話で行ってはならない。

3 乙は、特定秘密を伝達する場合には、盗聴等の防止に努めるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録の取扱いに当たっては、乙はこれをスタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ特定秘密を取り扱う従業者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして、業務管理者が認めたもので取り扱わなければならない。

2 乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出し及び印刷の記録を保存しなければならない。

3 乙は、特定秘密を取り扱う従業者が特定秘密である情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体に記録する場合は、パスワード設定又は暗号化措置による秘匿措置を講じさせなければならない。ただし、当該措置を講ずることにより主たる契約の履行に著しい支障が生じる恐れがあり、当該措置を講じないことについて特定秘密管理者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(特定資料及び特定物件の保管)

第19条 特定資料の保管に当たっては、乙は、三段式文字盤鍵のかかる金庫若しくは

鋼鉄製の箱又はこれらに準じる強度を有する保管容器にこれを保管しなければならない。

2 乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。

3 第1項の規定は、特定秘密である情報を記録する可搬型記憶媒体に準用する。

4 乙は、特定物件については、第1項及び第2項の規定を準用し、保管しなければならない。ただし、特定物件の形状等により、当該措置によることができない場合は、特定秘密管理者と協議し、適切と認める措置により保管するものとする。

(その保管のための施設設備)

第20条 乙は、前条に定めるもののほか、特定資料等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。

(特定秘密の表示等)

第21条 乙は、特定秘密を保有するとき、自ら特定資料等を作成したとき又は特定秘密の伝達を受けたときは、当該特定秘密又は特定資料等について、法第3条第2項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第1号に掲げる措置を講ずる際に、特定秘密管理者から別に指示のある場合は、その表示をしなければならない。

3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

(1) 秘密軍事情報 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO SECRET

(3) 仏国秘密情報 仏国政府

(4) 豪州秘密情報 豪州政府

(5) 英国秘密情報 英国政府

(6) インド秘密軍事情報 インド政府

(7) 伊国秘密情報 伊国政府

(8) 韓国秘密軍事情報 韓国政府

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第22条 乙は、特定秘密管理者から令第8条第1項第2号の規定に基づく特定秘密の

指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第8条第2項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第23条 乙は、特定秘密管理者から令第9条第1号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたときは、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

（指定の解除に伴う措置）

第24条 乙は、特定秘密管理者から令第11条第1項第2号の規定に基づく特定秘密の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第11条第2項に規定する指定解除表示をしなければならない。

2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知しなければならない。

3 第1項の場合において、乙は、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

（登録及び管理）

第25条 乙は、特定秘密を保有したとき、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は自ら特定資料等を作成したときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。

2 乙は、特定資料等の貸出し、回収、返却又は廃棄を行ったときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。

3 乙は、第22条から第24条までの措置を講じたときは、速やかにその旨を帳簿に登録しなければならない。

(実施報告)

第26条 乙は、特定資料等を接受、作成、送達又は廃棄（第32条の規定により廃棄した場合を除く。）したときは、速やかに、特定秘密管理者に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

2 前項に規定する報告は、作成した特定資料等、又は作成において完成に至らなかった特定資料等であって、特定秘密管理者の指示を受けたものの取扱いを含めて行うものとする。

(立入制限措置等)

第27条 乙は、特定資料等が取り扱われている場所について、当該特定資料等を取り扱う従業者、第10条第2項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって当該特定秘密を取り扱う者及び甲と保全契約を締結した他の事業者の従業者であって、乙の求めに応じ特定秘密管理者が許可した者（以下「特定秘密取扱事業者の従業者等」という。）以外の立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の場所を新設し、又は変更したときは、当該施設において特定秘密の取扱いを開始する前に、特定秘密管理者の承認を得なければならない。

4 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

5 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(携帯型情報通信・記録機器の持込制限)

第28条 乙は、携帯型情報通信・記録機器の特定資料等が取り扱われている場所への持込みを禁止しなければならない。

2 やむを得ず持込みが必要となった場合には、乙は、特定秘密管理者の事前の承諾を得た上で、持ち込む携帯型情報通信・記録機器について、インストールされているソフトウェアを確認するなど特定秘密の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(特定資料等の返却等)

第29条 乙は、特定秘密管理者が交付した特定資料等及び当該特定資料等に関し作成したすべての特定資料等を主たる契約が終了（契約解除の場合も含む。）した後直ちに特定秘密管理者に返却し、又は提出しなければならない。ただし、特定秘密管理者が特定資料等の廃棄又は保持を認めた場合はこの限りではない。

(検査)

第30条 乙は、特定秘密の取扱いの業務を管理するため必要な帳簿を整備し、毎月1回以上特定秘密の取扱いの状況について検査を行い、特定秘密管理者に結果を報告しなければならない。

2 特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けるほか、乙の特定秘密の取扱い状況について自ら調査する必要があると認めるときは、特定秘密管理者が別に指定する職員に検査及び指導を行わせることができる。

3 乙は、特定秘密管理者が乙の下請負先に対し、検査等を行うときは、特定秘密管理者の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(特定資料等の取扱いの記録)

第31条 乙は、業務管理者に、特定資料等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定資料等を取り扱った従業員の氏名、日時、その他特定秘密管理者が指示した事項の記録を保存させるものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 乙は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合は、特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該特定資料等を廃棄しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、特定資料等を廃棄する場合には、あらかじめ特定秘密管理者を通じて防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を特定秘密管理者を通じて防衛大臣に報告しなければならない。

3 前項ただし書に規定する報告は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、廃棄した特定資料等の概要、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合に該当する理由及び廃棄に当たって用いた方法を書面により報告するものとする。

(事故発生時等の措置)

第33条 乙は、装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン第9項第1号に規定

する報告後、事故の原因のほか、甲から指示があった事項について詳細な調査を行い、速やかにその結果を甲に報告しなければならない。

(違約金の請求)

第34条 甲は、別に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(関連資料等の保存)

第35条 乙は、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求できる期間が満了するまでの間は、主たる契約、帳簿等、特定秘密の保護や取扱いに関する資料等を保存しなければならない。

(下請負の禁止)

第36条 乙は、特定秘密の取扱いに係る業務（物件の輸送、施設の警備その他役務であって、特定秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。）を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる特定秘密を特定する事項、特定秘密の保護の手段等を記した書面を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負先は、特定秘密取扱事業者でなければならない。

3 乙は、第1項の規定により下請負を行う場合、下請負先による特定秘密及び特定資料等の適切な取扱いを確保するため、当該下請負先の作成する秘密保全規則等、下請負先における特定秘密を取り扱う従業者の名簿、その他特定秘密及び特定資料等の秘密保全のための措置の実施状況等を確認しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が外部の機関に特定資料の閲覧が必要な品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、下請負先と下請負の契約を締結し、又は契約の内容を変更したときは、下請負先に対し下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りではない。

(保全契約の解除等)

第37条 甲は、乙が本特約の規定に違反したときは、催告を要せずに本契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。この場合において、甲は乙及び下請負先に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 下請負先の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負先との保全契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

3 乙が下請負先との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

適性評価に関する特約条項

(候補者名簿の提出)

第1条 乙は、その従業者に特定秘密を取り扱わせるため防衛大臣による適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び法第12条第1項各号のうち該当する号その他参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを特定秘密管理者に提出しなければならない。

2 乙は、前項の名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、速やかに特定秘密管理者に通知しなければならない。

(適性評価の実施に関する協力)

第2条 乙は、評価対象者について照会があった場合に必要な報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、防衛大臣が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。

(適性評価結果等通知書その他の文書の管理)

第3条 乙は、適性評価の結果が記された文書その他適性評価の実施に当たり特定秘密管理者に送付し、又は特定秘密管理者から送付された文書の管理を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行うこと。
- (2) 用済後速やかに廃棄し、適性評価の結果適性があると認められた旨特定秘密管理者が通知した文書は送付日から5年、その他の文書は送付日から1年を超えて保存しないこと。

(評価結果その他の個人情報の目的外利用の禁止)

第4条 乙は、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し特定秘密管理者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定秘密の取扱業務の停止)

第5条 乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、特定秘密管理者から、新たな適性評価の結果として、適性がないと認められた旨通知があったときは、直ちに、当該従業者が特定秘密を取り扱わないよう措置しなければならない。

らない。特定秘密管理者から、法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義がある旨通知されたときも同様とする。

(事後の事情の変化に関する報告)

第6条 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく申出を徹底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を行い、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 上記のほか、特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

2 乙は、前項各号に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに特定秘密管理者に報告しなければならない。

(従業者が派遣労働者である場合の措置)

第7条 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）である従業者について、第1条の名簿に登載する場合には、同条に定める事項のほか、次に掲げる事項を当該名簿に記載し、又は記録するとともに、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該名簿に登載した旨を通知しなければならない。

- (1) 派遣労働者である旨
- (2) 当該従業者についての予定している業務内容

2 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である従業者について、特定秘密管

理者から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。

- (1) 適性評価実施責任者に提出する名簿に登載しないこと。
- (2) 適性評価を実施することについて防衛大臣の承認が得られたこと、又は得られなかったこと。
- (3) 当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと。
- (4) 当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと。
- (5) 適性評価の結果
- (6) 当該従業者が法第 12 条第 1 項第 3 号の規定に該当するため、適性に疑義があること。

3 乙は、過去 5 年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者が乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である場合には、当該従業者を雇用する事業主が当該従業者について第 6 条の事情があると認めたときに、乙に確実に報告をさせる必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対し、第 1 項又は第 2 項の通知をしたときは、当該通知をした文書について、これが第 3 条の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、評価対象者が派遣労働者である従業者の場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し乙を経由して特定秘密管理者から通知される個人情報、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

(契約履行後における乙の義務)

第 8 条 第 3 条、第 4 条並びに前条第 4 項及び第 5 項の規定は、契約履行後においても準用する。

装備品等秘密の保全に関する特約条項

(乙の一般義務)

第 1 条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく装備品等秘密の保全に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（第 9 条第 1 項において単に「ガイドライン」という。）に定めるところにより装備品等秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により装備品等秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は装備品等秘密の指定のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第 2 条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、当該特定資料又は当該特定物件に装備品等秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件に装備品等秘密指定書（当該特定資料又は当該特定物件において装備品等秘密を記録し、又は化体する部分を特定するために必要な事項を記載した書面。以下同じ。）を添えて、送達するものとする。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、装備品等秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既に NATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

- (1) 米国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第 1 条（a）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第 6 条第 2 項第 1 号において同じ。）米国政府
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第 1 条（ii）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第 6 条第 2 項第 2 号にお

いて同じ。) NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

- (3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第3号において同じ。） 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第6条第2項第4号において同じ。） 豪州政府
- (5) 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第6条第2項第5号において同じ。） 英国政府
- (6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第6号において同じ。） インド政府
- (7) 伊国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第7号において同じ。） 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第2条（a）に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したものをいう。第6条第2項第8号において同じ。） 韓国政府
- (9) 独国秘密軍事情報（情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第9号において同じ。） 独国政府
- (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受理したものをいう。第6条第2項第10号において同じ。） 瑞国政府

（特定資料の保全措置）

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法

律第54号)第27条第3項の規定により防衛大臣に報告した装備品等秘密の取扱いの業務に従事する者(以下「関係社員」という。)以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保全措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、装備品等秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(装備品等秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作し、甲からの指示があった時は、甲又はその指定する者の立会の下、これらに装備品等秘密、登録番号等の表示を付さなければならない。ただし、甲又はその指定する者の許可を受けたときはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、装備品等秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 米国秘密軍事情報 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

- (3) 仏国秘密情報 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報 豪州政府
- (5) 英国秘密情報 英国政府
- (6) インド秘密軍事情報 インド政府
- (7) 伊国秘密情報 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報 韓国政府
- (9) 独国秘密情報 独国政府
- (10) 瑞国秘密情報 瑞国政府

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要な以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社（工場）内における装備品等秘密の保全を確実にを行うため、この特約条項締結の日から1か月以内（着工の時期が1か月以内に到来するときは、着工の日まで）にガイドラインに基づき、装備品等秘密の保全に関する規則及び装備品等秘密保全実施要領（以下「装備品等秘密保全規則等」という。）を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、装備品等秘密保全規則等が既に作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた装備品等秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

(特定資料の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、

製作又は写真撮影をした全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

- 2 乙は、契約履行中であっても、前項の資料に装備品等秘密指定の条件として示されている装備品等秘密の指定期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、装備品等秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、原則として、毎月1回以上装備品等秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

- 2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、装備品等秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は、装備品等秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、別に定める装備品等秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

- 2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1か月以内（着工の時期が1か月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。
- 4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

らない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、装備品等秘密保全の手段等を記した書面又は電磁的記録を添え、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省の契約担当官等と装備品等秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他装備品等秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する本省の契約担当官等との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(装備品等秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置等)

第18条 事故の発生その他の事由（第10条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第 1 条 乙は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和 5 年法律第 5 4 号）第 2 7 条第 1 項に規定する「装備品等秘密」、特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する「特定秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 2 9 年法律第 1 6 6 号）第 1 条第 3 項に規定する「特別防衛秘密」（以下「秘密等」という。）であって、装備品等秘密の保全に関する特約条項（装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和 6 年防衛省訓令第 1 0 号）第 8 条 1 項に規定する装備品等秘密の保全に関する規定をいう。）、特定秘密の保護に関する特約条項（特定秘密の保護に関する訓令（平成 2 6 年防衛省訓令第 6 4 号）第 3 7 条第 1 項に規定する特約条項をいう。）又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項（特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 8 号）第 2 7 条第 1 項に規定する秘密保持に関する規定を言う。）に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密等に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密等の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 漏えいした秘密等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額

ア 「装備品等秘密」のときは、契約金額の 1 0 0 分の 5

イ 「特定秘密」のときは、契約金額の 1 0 0 分の 7. 5

ウ 「特別防衛秘密」のときは、契約金額の 1 0 0 分の 1 0

(2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア 秘密等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じた額

ウ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じた金額

- (3) 乙が過去10年以内に秘密等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により第1号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密等の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算
 - (4) 前号に規定する場合における当該過去の秘密等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算
 - (5) 秘密等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額
- 2 乙が複数の秘密等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 3 乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該秘密等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 4 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第2条 乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から秘密等を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が秘密等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に秘密等を提供する場合は、当該秘密等を乙が受領したときからとする。

- 2 前項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間に乙が秘密等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間は、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。
- 3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。

原価監査付契約に関する特約条項

(原価監査の実施項目)

第1条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第2条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める現場作業（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
- (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接

に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第3条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務について不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

初度費をもってその費用に充てる設計費等の取扱いに関する特約条項

(初度費)

- 第 1 条 乙は、本契約の締結後速やかに、甲に対し、初度費をもってその費用に充てる
ことが予定される設計及び試験の実施、並びに専用治工具、専用機械及び専用装置（以
下「専用治工具等」という。）の取得の内訳を記載した書面を提出し、確認を受ける
ものとする。
- 2 乙は、将来において甲との間で同種の契約を締結した場合は、本契約における初度
費に係る設計及び試験の成果を活用し、かつ専用治工具等を使用して、当該契約を履
行するものとし、当該設計若しくは試験又は専用治工具等に係る費用を重複して請求
しないものとする。
- 3 乙は、将来の契約を含む甲との間の契約のためにのみ、本契約において実施した設
計及び試験の成果並びに本契約において取得した専用治工具等を使用するものとし
る。ただし、甲と別途協議して定めるところにより相応の対価を負担するときは、こ
の限りでない。

(専用治工具等)

- 第 2 条 専用治工具等の所有権は、乙に帰属する。
- 2 乙は、専用治工具等の取得が完了したときは、甲に対し、速やかに報告するもの
とする。
- 3 乙は、前条第 2 項の目的を達するため、甲と別途協議して定める期日までの間、善
良なる管理者としての注意をもって、専用治工具等を維持管理するものとする。この
場合において、一又は複数の専用治工具等が、乙の故意又は重過失によらずして通常
の使用に耐えない状態となったときは、甲にその旨を通知したうえで、修補又は更新
するものとする。なお、前条第 2 項の目的を達成した後の専用治工具等の取扱いにつ
いては、別途協議するものとする。

インセンティブ契約制度に関する特約条項

(インセンティブ契約制度の趣旨)

第1条 インセンティブ契約制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が原価改善提案又は原価改善申告（以下「原価改善提案等」という。）を採用し又は認定した場合に、コスト削減額の一部を考慮して計算した額を加算した計算価格を基準として今後の契約価格を決定することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲（インセンティブ）の向上を図ることを趣旨とする。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量並びに生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善 契約の締結時に念頭に置いていなかった技術若しくはアイデア・製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は契約の締結時に想定されなかった習熟度、歩留率その他の生産効率の向上により、製品及び部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙（乙の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (5) コスト削減 原価改善により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (6) 原価改善提案 乙が当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、甲に対して当該原価改善の実施を提案することをいう。
- (7) 原価改善申告 乙が当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、甲に対して当該原価改善の事実を申告することをいう。

- (8) 申請契約 乙がインセンティブ特約条項に基づき、インセンティブ契約制度の適用を申請した契約をいう。
- (9) 一般確定契約 甲が行う原価監査を伴わない契約をいう。
- (10) 原価監査付契約 甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。
- (インセンティブ契約制度の適用方式)

第3条 インセンティブ契約制度の適用方式及び各適用方式の詳細は次の表のとおりとする。

適用方式	適用方式の詳細
原価改善提案方式 (コスト削減確約型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法及びコスト削減額を甲に確約して提案する方式。ただし、この方式を原価監査付契約に適用することはできない。
原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法を甲に確約して提案し、当該原価改善によるコスト削減額は甲の実施する原価監査によって確定する方式。 なお、この方式を一般確定契約に適用するときの原価監査は、もっぱらコスト削減額を確定するために行うものとして、当該原価監査の対象とする製造原価の範囲を原価改善に係る費目に限定して行うものとする。
原価改善申告方式	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、当該原価改善の方法及びコスト削減額を甲に申告する方式

2 原価改善提案方式に係る原価改善は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 原価改善を実施することにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務

に著しい支障を生じさせるものでないこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があることが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(3) 乙（乙の下請負企業を含む。）が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあっては、この限りでない。

(4) 納期に変更がないこと。ただし、甲が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。

3 原価改善申告方式に係る原価改善は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 原価改善を実施したことにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を変化させるものでなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務を変化させるものでなかったこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があったことが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(3) 乙（乙の下請負企業を含む。）が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあっては、この限りではない。

(4) 納期に変更がないこと。

（インセンティブ契約制度の適用申請）

第4条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続に従い、原価改善提案書（原価改善提案を行うための申請書類をいう。）又は原価改善申告書（原価改善申告を行うための申請書類をいう。）（以下「提案書等」という。）を甲に提出するものとする。

2 提案書等の甲への提出期間は次のとおりとする。

(1) 原価改善提案方式による適用申請にあっては、契約履行を開始してから、原価改善に着手するまでの間。ただし、インセンティブ契約制度の適用には、当該原価改善の着手までに原価改善提案の採用が決定されることを要する。

(2) 原価改善申告方式による適用申請にあっては、契約の履行を開始してから、当該契約の履行を完了するまでの間。ただし、当該契約が原価監査付契約であって、当該原価監査付契約に係る実際原価計算書を契約の履行の完了よりも前に提出することを約定しているときは、当該実際原価計算書の提出までに原価改善申告書を提出することを要する。

3 甲は、乙から提案書等が提出された場合は、当該提案書等の内容を審査し、当該提案書に係る原価改善提案等の採用又は認定の可否を決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、原価改善提案を採用しないとき、原価改善提案の採用に条件を付すとき、又は原価改善申告を認定しないときは、その理由を乙に示すものとする。

4 前号の決定は、原則として、提案の日から20日以内に行うものとする。

(原価改善提案の採用及び原価改善申告の認定)

第5条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続に従い、原価改善提案書又は原価改善申告書を甲に提出することによって、これを行うものとする。

2 甲は、乙から原価改善提案書又は原価改善申告書を受理したときは、原則として20日以内に、当該原価改善提案又は当該原価改善申告による原価改善の方法及びその効果によるコスト削減額がこの特約条項の趣旨に照らして適正であるか否かの審査（原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）にあっては、コスト削減額についての審査を除く。）を行い、乙に当該原価改善提案の採用の当否又は当該原価改善申告の認定の当否について通知する。ただし、原価改善提案の採用によって、装備品等の機能若しくは役務の効果又は防衛省におけるじ後の整備若しくは補給に係る業務に変更を生じるか否かの確認を行う場合は、当該原価改善提案の採用に係る通知を30日以内に行うことができるものとする。また、当該原価改善提案の採用決定に当たって、甲が部外の有識者に意見を徴取する場合には、当該通知を45日以内に行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、同項に規定する期限を延長することができるものとする。

4 甲は、乙の原価改善提案の採用によった装備品等の製造又は整備、修理、改造等の

役務を行った後に、当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断したときは、当該原価改善の着手後に確認試験を行うことを条件として、当該原価改善の採用を決定することができるものとする。この際、確認試験について第9条の規定のほかに必要な事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

- 5 甲は、乙の原価改善提案を採用しない又は原価改善申告を認定しない決定を行ったときは、第2項に基づく乙への通知において、その理由を明らかにしなければならない。

（インセンティブ契約制度の適用期間）

第6条 インセンティブ契約制度の適用は、甲が原価改善提案の採用を決定した日（以下「採用決定日」という。）又は原価改善申告を認定した日（以下「認定日」という。）から開始するものとし、適用期間は原則5年間とする。ただし、申請契約の金額に対するコスト削減額の割合が10パーセントを上回る場合は、当該割合が10パーセントを上回るごとに適用期間を1年ずつ加算するものとする。

（インセンティブ契約制度に関する確認書の交換）

第7条 甲が原価改善提案の採用を決定し、又は原価改善申告を認定した場合は、甲及び乙は、速やかに、甲が定めるインセンティブ契約制度に関する確認書（以下「確認書」という。）を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するとともに、申請契約にインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に関する特約条項（以下「インセンティブ適用契約特約条項」という。）を付帯する変更契約を締結するものとする。なお、採用決定日又は認定日以降であっても、甲及び乙が確認書を取り交わすまでの間にあっては、インセンティブ契約制度の効力は発生しないものとする。

- (1) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約（原価改善提案書の提出により当該原価改善提案の採用が決定され、又は原価改善申告書の提出により当該原価改善申告が認定された原価改善による加工工程を契約履行の一部に含み、この特約条項に定めるインセンティブ契約制度の適用を受けることとなる契約をいう。以下同じ。）の範囲

- (2) インセンティブ契約制度の適用期間

- (3) 原価改善の方法

- (4) 原価改善によるコスト削減額（原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）にあっては、当該コスト削減額は甲が行う原価監査によって後日確定する旨及び当該原価監査の実施に当たって必要な事項を明らかにする。）

- (5) 適用期間の各年度でのインセンティブ料（インセンティブ料の算出の方法は、次

条の規定による。)

- (6) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項（第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。）

- (7) その他の必要な事項

2 乙は、甲が第5条第2項に基づく通知を乙に行った後であっても、前項による確認事項に合意できないときは、当該確認書の交換を文書によって拒否することができる。

3 原価改善提案の採用が仕様書等の変更を要する場合には、甲及び乙は、当該仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定めるとともに、所要の契約変更の措置をとるものとする。

(インセンティブ料)

第8条 甲は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を乙と締結するときは、コスト削減額に次の表のインセンティブ料率を乗じた額をインセンティブ料とし、当該インセンティブ料は、当該コスト削減額を考慮して計算した計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第4号に規定する計算価格をいう。）において、利益の一部として認めるものとする。ただし、各契約におけるインセンティブ料は、当該契約に係るコスト削減額を上回ってはならないものとする。

(単位：パーセント)

番 号	インセンティブ料率 (※1) 適用方式	採用決定日又は認定日から契約締結日までの経過年数					
		1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 (※3)
1	原価改善提案方式 (コスト削減額確約型)	90	85	80	75	70	(55)
	コスト削減額が申請契約の金額 の5パーセントを上回る場合(※ 2)	コスト削減額のうち、申請契約の金額の5パーセントに 相当する額までは上記料率を用い、5パーセントを上回 る額については当該部分に上記料率に10パーセントを 加算した料率を用いる。					
2	原価改善提案方式 (コスト削減額事後確約型)	80	75	70	65	60	(55)
3	原価改善申告方式	55	55	55	55	55	(55)
適 要	※1 上記のインセンティブ料率は、原価改善によるコスト削減に伴って減少することとなる利益の相当額をインセンティブ料の一部として補填することを目的とする減少利益補填率5パーセントを含む料率である。 ※2 申請契約が複数の契約にまたがる場合には、当該契約の金額の平均（数量による平均）によって判断する。 ※3 「5年超」の欄のインセンティブ料率は、コスト削減額が第6条ただし書きに該当し、5年を超える適用期間を適用する場合にのみ用いる料率である。						

- 2 前項のインセンティブ料の算定のもととなるコスト削減額は、原価改善提案方式（コスト削減額確約型）及び原価改善申告方式による場合にあっては、確認書によって甲及び乙が合意したコスト削減額とする。原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）による場合にあっては、確認書により合意した原価監査によって確定するコスト削減額とする。
- 3 コスト削減額は、確認書により甲及び乙が合意し、又は原価監査によって確定を行った後は、インセンティブ契約制度の適用期間中において、確定した金額として取り扱うものとする。
- 4 申請契約が一般確定契約である場合には、インセンティブ契約制度の適用は当該申請契約の支払金額に影響を及ぼさないことを前提とし、原価改善提案の採用の決定後又は原価改善申告の認定後に、申請契約の契約金額からコスト削減額を減額する変更契約は行わないものとする。原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）を一般確定契約に適用する場合にあっては、当該方式において実施する原価監査は、もっぱらコスト削減額を確定することを目的として、当該原価監査の対象となる範囲を原価改善に係る範囲に限定して実施する趣旨のもと、確認書で甲及び乙が合意した範囲に限って原価監査を実施するとともに、他の契約条項の規定にかかわらず、確定されたコスト削減額を申請契約の契約金額から減額する契約変更は行わないものとする。
- 5 申請契約が原価監査付契約である場合には、原価改善提案方式（コスト削減額確約型）を当該申請契約に適用することはできないものとする。また、甲は、原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）又は原価改善申告方式を適用した申請契約において原価監査によって契約金額の代金又は超過利益を確定する場合には、コスト削減額に第1項の表の「1年以内」の欄に掲げる料率を乗じた額をインセンティブ料として加算した額をもって当該確定を行うものとする。

（確認試験）

- 第9条 乙は、第5条第4項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち会わせなければならない。
- 2 乙は、前項の確認試験の終了後、乙の原価改善提案の採用によった装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務の実施が当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を速やかに甲に提出しなければならない。
 - 3 甲は、確認試験結果報告書において当該装備品等の機能又は性能に低下が確認された場合には、確認書を取消し、インセンティブ契約制度の適用を解除することができる。

る。この際、原価改善効果によるコスト削減額を考慮した価格で締結した契約の金額を、当該コスト削減額を考慮しない価格に増額する契約変更を行うことはできないものとする。

- 4 確認試験に係る費用は、原則として乙の負担とする。ただし、確認試験の実施後に、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、当該契約のコスト削減額とインセンティブ料の差額の累計が当該確認試験に係る費用を上回らない範囲において、当該差額を原価改善確認試験料として、計算価格における直接販売費の一部として認めるものとする。

(インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱い)

第10条 インセンティブ契約制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

- 2 確認書の交換日において申請契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であって、インセンティブ契約制度の適用期間中に甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときには、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約は随意契約によって契約することを基本とするものとする。ただし、この場合には、確認書において「甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認していることを要する。

- (1) 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去5年間に於いて実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

- (2) 確認書によって甲及び乙が合意したコスト削減額が、申請契約の金額に対して20パーセントを超える場合

- 3 前項ただし書きの規定は、申請契約が随意契約であった場合にも、甲乙間で契約方式（一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の別をいう。）に関する疑義が後日に生じることを未然に防ぐ目的として準用するものとし、確認書において「申請契約において甲が随意契約の方式を採用することとなった前提条件に変更のない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認するものとする。

- 4 甲及び乙は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結するときには、この特約条項のほか、インセンティブ適用契約特約条項を当該契約に付帯することを要

する。

(インセンティブ契約制度の適用期間終了後の契約の取扱い)

第11条 甲は、インセンティブ契約制度の適用期間を終了した原価改善提案又は原価改善申告を無償で使用するものとする。ただし、知的財産権、著作権その他の排他的権利により構成される原価改善提案又は原価改善申告についてはこの限りではない。

(原価改善提案又は原価改善申告の保護)

第12条 甲は、この特約条項に基づく原価改善提案又は原価改善申告について、乙の同意がなく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。

2 原価改善提案書、原価改善申告書及び確認書に記載の事項については、第三者への開示に必要な乙の同意が得られているものとみなす。このため、甲及び乙は、原価改善提案書、原価改善申告書及び確認書に記載すべき事項に乙が第三者への開示を同意しない事項が含まれる場合には、当該事項については関係する書類の別添資料において記載し、当該資料に第三者への開示を不可とする旨の表示を行うなど適切な措置をとるものとする。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第13条 乙は、原価改善提案の採用決定又は原価改善申告の認定において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを甲が確認した場合には、当該原価改善提案の採用決定又は当該原価改善申告の認定によってインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に計上された全てのインセンティブ料の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出したときは、違約金の支払を要さない。

2 前項の違約金の支払は、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第 1 条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

番号	品 目	型 式	単 位	数 量	備 考

（契約金額の内訳）

第 2 条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、〇〇円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第 3 条 第 1 条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

中古品の売払いに関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（買受け人）は、中古品の売払いに関して次の特約条項を定める。

（物品の引渡し）

第 1 条 乙は次に定める期限内に契約代金を完納するとともに、乙の責任と費用負担により契約物品を引き取るものとする。

(1) 契約代金の納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 物品の引取り期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 乙が契約代金を納入し、契約物品を引き受けたときをもって、甲から乙へ所有権が移転するものとする。

3 乙は、契約物品の引き受けに際して事故のないように留意するとともに、事故が発生した場合は乙の責任において処理するものとする。

（担保責任の免除）

第 2 条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し、甲は一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、契約物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、甲に対して契約代金の減免、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

（法令等に定められた手続）

第 3 条 契約物品の所有権移転、使用等に関して、法令等により定められた手続がある場合は、乙の責任と費用負担において実施しなければならない。

標準外(追加)作業(費)見積書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇〇 殿
監督官(検査官)経由

年 月 日

会社名
代表者名
担当者名
連絡先

相手方 コード	調達要求番号	契約番号 (ロット番号)	契約納期	証書年月日	証書番号	整理区分	主品目番号 又は物品番号	品名	整備数	実施年度

標準外(追加)作業所要明細																
一連 番号	部 位	区 分	付 図	保管コード 又は部品 識別コード	物品番号 又は 部品番号	品 名	定 数	所要数処置			処置			修理		摘要
								交換	欠品	計	官給 数量	自給 数量	その他 数 量	数量	作業内容	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																

上記のとおり確認する。 検査官(監督官) 官 職 氏 名

上記のとおり官給数量について承認する。 年 月 日 官給品引渡場所 官給品引渡期限 整備管理担当部長 官 職 氏 名

標準外(追加)作業費見積書は別添のとおり。
注:押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

整備診断明細書
(整備明細仕様書)

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇〇 殿
監督官(検査官)経由

会社名
代表者名
担当者名
連絡先

相手方 コード	調達要求番号	契約番号 (ロット番号)	契約納期	証書年月日	証書番号	整理区分	主品目番号 又は物品番号	品名	整備数	実施年度

整備診断作業所要明細																
一連 番号	部 位	区 分	付 図	保管コード 又は部品 識別コード	物品番号 又は 部品番号	品 名	定 数	所要数処置			処置			修理		摘要
								交換	欠品	計	官給 数量	自給 数量	その他 数 量	数量	作業内容	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
上記のとおり確認する。 検査官(監督官) 官 職 氏 名																
上記のとおり官給数量について承認する。 年 月 日 官給品引渡場所 官給品引渡期限 整備管理担当部長 官 職 氏 名																

整備診断作業費見積書は別添のとおり。
注:押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。